

令和8年5月28日判決言渡

令和7年（ネ）第10059号 特許権侵害差止等請求控訴事件（原審・東京地方
裁判所令和元年（ワ）第16120号）

口頭弁論終結日 令和8年2月24日

5

判 決

控 訴 人

医 療 法 人 社 団 翔 友 会
(以下「控訴人翔友会」という。)

10

控 訴 人

Y 1
(以下「控訴人Y 1」という。)

控 訴 人

Y 2
(以下「控訴人Y 2」という。)

15

上記3名訴訟代理人弁護士

飯 村 敏 明

同

深 井 俊 至

同

草 野 真 人

同

村 方 善 幸

20

同

齊 藤 裕 也

同

田 中 昌 利

同

岡 田 紘 明

控 訴 人

Y 3
(以下「控訴人Y 3」という。)

25

控訴人ら訴訟代理人弁護士

松 村 龍 一

被 控 訴 人 株式会社ワイ・ジェイコブスメディカル

5 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 金 哲 敏
同 上 野 潤 一
同 小 林 優 嗣
同 任 太 赫

主 文

- 10 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 控訴人翔友会は、被控訴人に対し、7030万8068円及び
うち7000万円に対する令和6年2月29日から、うち30万
8068円に対する同年4月27日から、各支払済みまで年3%
の割合による金員を支払え。
- 15 3 被控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、控訴人Y1、控訴人Y2及び控訴人Y3と被控訴
人との関係では第1、2審とも被控訴人の負担とし、控訴人翔友
会と被控訴人との関係では、第1、2審を通じてこれを50分し、
その1を控訴人翔友会の、その余を被控訴人の負担とする。
- 20 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。
- 6 この判決に対する上告及び上告受理申立てのための付加期間
を30日と定める。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 25 1 原判決中、控訴人ら敗訴部分を取り消す。
- 2 前項の取消しに係る部分につき、被控訴人の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、第1、2審を通じ、被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要（略語は上記を含め特に定めるほかは、原判決の表記に従う。なお、原判決に「原告製品」、「被告製品」等とあるのをそれぞれ「被控訴人製品」、「控訴人製品」等と、「別紙」とあるのを「原判決別紙」とそれぞれ読み替える。）

1 本件は、いずれも発明の名称を「結び目をつける作業が不要な縫合糸及びそれを含むキット」とする発明の特許に係る本件各特許権（本件特許権1：特許第5981674号、本件特許権2：特許第6410980号）を有する被控訴人が、控訴人らに対し、以下の(1)、(2)の請求をした事案である。

10 (1) 請求の趣旨（原判決「事実及び理由」第1）第1項ないし第3項

原判決別紙控訴人製品目録第1記載の製品（控訴人製品1）は本件各特許に係る特許発明の技術的範囲に、また、同目録記載2の製品（控訴人製品2）は本件特許2に係る発明の技術的範囲にそれぞれ属するから、控訴人翔友会及び控訴人Y3による控訴人各製品の輸入及び使用は本件各特許権を侵害するとして、本件各特許権に基づき、控訴人翔友会及び控訴人Y3に対し、控訴人各製品の輸入又は使用の差止め（特許法100条1項）及びその廃棄（同条2項）を求めると共に、控訴人Y1及び控訴人Y2に対しては医療法人の役員等への損害賠償請求権（医療法48条1項、49条）に基づき、控訴人翔友会に対しては使用者責任又は共同不法行為による損害賠償請求権に基づき、本件特許権1の侵害に係る損害賠償の一部請求として、48億2473万0568円の損害賠償及びこれに対する各控訴人に対する訴状（訂正申立書を含む）送達の日翌日である、控訴人翔友会及び控訴人Y1については令和元年8月4日から、控訴人Y2については同月10日から、各支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5%の割合による遅延損害金の連帯支払。

(2) 請求の趣旨（原判決「事実及び理由」第1）第4項ないし第6項

被控訴人が、控訴人 Y 2 ないし控訴人 Y 3 を含む控訴人翔友会所属の医師による被控訴人の営業秘密である原判決別紙秘密情報目録記載の情報（本件情報）の第三者に対する開示又は使用が、被控訴人と控訴人翔友会との間の契約（原判決のいう「本件契約」。原判決は「本件契約」との略語を当てる
5 ところ、本判決においては、文書の表題及び条項の記載に沿い、以下「本件合意」との略語を用いることに改める。）に基づく秘密保持義務及び目的外に使用しない義務の違反又は営業秘密の使用もしくは開示の不正競争（不競
法 2 条 1 項 7 号、9 号）に当たる（両者は選択的併合関係）として、控訴人翔友会及び控訴人 Y 3 に対し、不競法 3 条に基づき、本件情報の使用の差止
10 め及びその廃棄を求めると共に、控訴人翔友会に対しては本件合意上の債務不履行による損害賠償請求権又は不競法 4 条に基づき（両者は選択的併合関係）、控訴人 Y 2 及び控訴人 Y 1 に対しては上記医療法人の役員等への損害賠償請求権又は不競法 4 条に基づき（両者は選択的併合関係）、一部請求として 2 億 1 千 6 百 10 万 9 千 322 円の損害賠償及びこれに対する上記各控訴人
15 に対する訴状（訂正申立書を含む）送達の日から各支払済みまで平成 29 年法律第 45 号による改正前の商法（改正前商法）所定の商事法定利率年 6 % の割合による遅延損害金の連帯支払。

2 原審が、後記 3 (2) のとおり、被控訴人の請求を一部認容したので、控訴人らが本件控訴を提起した。

20 被控訴人は、原判決の被控訴人敗訴部分に対して控訴も附帯控訴もしなかった。

控訴人らは、当審において、後記第 3 のとおり、本件特許 1 の請求項 4 及び 6（後記発明 1 - 2 及び 1 - 3）に係る特許につきサポート要件違反の無効理由の主張を追加し（争点 2 - 1.5）、原審で被控訴人は損害の填補を受けている
25 として同額を控除した額が損害額とされるべきとした主張（原審における令和 6 年 4 月 30 日付け被告ら第 26 準備書面 118 頁）が時機に後れた攻撃防御

方法に当たるとして却下されたことにつき、当審において同旨を損益相殺として主張した。

3 原審における審理の経過及び原判決の概要は以下のとおりである。

(1) 本件は令和元年6月19日に訴え提起がされ、訴状の訂正申立書⁽³⁾（同年7月24日付け）までを経て、同年8月3～9日に控訴人らに訴状及びその訂正申立書が送達された。訴え提起当初の損害賠償請求額は一部請求として合計1億円であるが、このうち本件特許権1、2の侵害に係る損害賠償請求は、それらの各登録日から令和元年6月19日までの控訴人製品1及び2による特許権侵害に基づき、一部請求として7000万円の支払を求めるとするものであり、控訴人Y1及び控訴人Y2は医療法48条1項等に基づき連帯責任を負うとするものであった（令和元年7月9日付け訴状の訂正申立書36頁）。

その後の審理を経て、原審における令和4年9月13日の書面による準備手続の調書に「当事者双方 侵害論についての心証開示を受け、和解について検討する。」との記載があり、同期日において侵害論についての心証開示がされた。

被控訴人は、令和4年12月9日付け原告第20準備書面において、訴状及びその訂正申立書以降、初めて損害についての主張をしたところ、特許権侵害に基づく損害額につき、控訴人製品1に係る本件特許1の侵害について特許法102条1項及び同2項に基づく主張をした（以後、被控訴人は、控訴人製品2による特許権侵害及び本件特許2の侵害について、損害賠償の主張をしていない。）。令和5年2月8日に、控訴人らから被控訴人による特許法102条1項、2項の損害の主張（上記原告第20準備書面）について時機に後れた攻撃防御方法に当たるとして却下の申立てがあったが、翌9日に同申立ては却下された。被控訴人は、令和5年3月16日付け原告第22準備書面において、特許権侵害に基づく損害額につき、控訴人製品1に係る

本件特許１の侵害について、予備的に、特許法１０２条３項に基づく主張をした（損害額を４０億８７６７円とするもの。なお、後に、令和６年２月１６日付け原告第２２準備書面において、同項の損害額は４８億９４４５万円を下らないと主張した。）。

その後、令和５年１０月１０日の第９回弁論準備手続において「当事者双方 損害論について、主張立証の補充はない」旨が調書に記載され、令和５年１１月１０日に、損害論に関する心証開示がなされた（損害額は５１億８０００万円と算定されるところ。これにつき原審第１３回弁論準備手続（令和６年２月２８日）において陳述された原告第２７準備書面（損害論）、弁論の全趣旨〔令和６年６月１０日付け被控訴人による時機に後れた攻撃防御方法却下の申立書〕）。なお、原審第１３回弁論準備手続（令和６年２月２８日）において陳述された同月１６日付け原告第２７準備書面（損害論）は、損害論について主張を補充し、将来の請求の拡張の予定及びその範囲について整理して述べるとするものである。

被控訴人は、令和６年３月２１日付け訴えの変更（請求の拡張）申立書（同年４月２６日送達。第１４回弁論準備手続（令和６年６月２０日）において陳述）により、特許権侵害に係る損害賠償の対象を、控訴人製品１による本件特許１の侵害に限定するとともに、損害賠償請求額を現在の請求額である４８億２４７３万０５６８円とした（一部請求）。これに対し控訴人らは、控訴人製品２の存在を競合品（特許法１０２条１項１号の特定数量）として主張した（控訴人らの令和６年８月２日付け訴えの変更申立書に対する答弁書）。なお、被控訴人は、上記令和６年３月２１日付け訴えの変更（請求の拡張）申立書において、不正開示行為に係る損害賠償額を特許権侵害に係る損害と同様に算定するとし、特許法１０２条１項１号に対応する損害及び同項２号に対応する損害の合計に弁護士費用を含めた損害額は２１億１６１０万９３２２円であるとした。

原審は、令和6年11月18日の第18回弁論準備手続において、控訴人ら提出の準備書面及び申出に係る書証につき、①原審における被告ら第26準備書面（令和6年4月30日付け）63頁「ウ」から70頁「(5)」までの部分以外の部分、②同第30準備書面（令和6年11月5日付け）の別紙被告製品（控訴人製品）輸入一覧、③乙18の3、95の2、96～100、103～129の2、131～133、135～172（令和6年4月30日付け証拠説明書、同年6月18日受付訂正申立書のとおり）、④乙173（令和6年6月20日付け証拠説明書、同年6月19日受付訂正申立書のとおり）、⑤乙174（令和6年8月2日付け証拠説明書のとおり）、⑥乙95の4・6、96の3・5、97の3・5、98の3、99の3・5、100の3・5（令和6年11月5日付け証拠説明書のとおり）について、時機に後れた攻撃防御方法に当たるとして、いずれも却下した。

原審は、令和6年11月18日に口頭弁論を終結した。

- (2) 上記(1)のと通りの審理を経て、原審は、令和7年4月24日、①控訴人製品1は、本件発明1及び本件訂正発明2－1の構成要件をすべて充足しその技術的範囲に属し、本件発明1及び本件訂正発明2－1に無効理由は存しないとし、②控訴人翔友会所属医師らは、控訴人製品1を平成28年8月から令和6年2月までの91か月間「実施」し、その期間が侵害期間であるとして（控訴人翔友会は、控訴人製品2やシリンダー6などとの名称の製品を輸入していたことは一応うかがわれるものの、「Face Up」として控訴人翔友会が輸入していた製品が控訴人製品2など控訴人製品1とは異なる製品であることを裏付ける的確な証拠はなく、控訴人製品2その他の製品の輸入及び施術における使用は、直ちに控訴人製品1の輸入等の中止を意味するものでもないとした）、本件特許1の登録日である平成28年8月5日から輸入関係資料（甲103）の末日である平成30年6月25日までの約23か月の輸入数量から当該期間の月平均数量を算出し、これに91（か月分）を乗じて

るところ、本件合意は、本件情報を秘密として保持されるべき情報とする趣旨で締結されたものとみられるのに、控訴人翔友会は、遅くとも平成25年10月頃の被控訴人との取引中止に先立ち、Aに対し本件情報を開示したものと合理的に推認され、控訴人翔友会所属医師が控訴人製品1を使用した施術に際し、被控訴人製品等を使用した施術に関するノウハウ等を使用する行為も本件合意に基づく秘密保持義務等の対象となる秘密の目的外使用に当たるものといつてよいとし、控訴人Y1及び控訴人Y2はこれらにつき悪意重過失があるから、これら不正開示行為につき、控訴人翔友会並びに控訴人Y1及び控訴人Y2は、本件合意の債務不履行及び不競法4条、医療法48条1項に基づく損害賠償債務を負うところ、その額は、不正開示行為がされた平成25年11月から本件情報が営業秘密として保護の対象とされる平成28年7月までの期間、控訴人製品1について、上記輸入数量に基づき算定した実施数量につき特許法102条1項と同様に算定されるとして、その額は弁護士費用相当額を含め21億1610万9319円であるとして同額及びこれに対する訴状送達の日翌日である令和元年8月4日ないし同月10日から支払済みまで商事法定利率年6%の割合による遅延損害金につき、控訴人翔友会、控訴人Y1及び控訴人Y2に連帯支払を命じ、⑥本件情報は上記のとおり平成28年8月以降は営業秘密に当たらないから不競法3条に基づく請求はいずれも認められないとし、⑦控訴人製品2については本件訂正発明2の技術的範囲に属しないと、⑧上記特許権侵害に基づき控訴人製品1の輸入及び使用の差止め並びにその廃棄を命じ、⑨損害賠償債務につき仮執行宣言を付し、⑩被控訴人のその余の請求を棄却する旨の判決をした。

- (3) 本件訴えにおいては、当初、控訴人翔友会所属医師は控訴人Y3のほか4名の医師が共同被告となっており、さらに、控訴人Y2による準抛法を韓国法とする名誉棄損行為に基づく損害の一部請求として1000万円の支払を

求める損害賠償請求も併合提起されていたが、同損害賠償請求については上記(1)の原審における令和6年3月21日付け訴えの変更（請求の拡張）申立書（同年4月26日送達。第14回弁論準備手続（令和6年6月20日）において陳述）による訴えの変更までには取り下げられ、控訴人Y3以外の控訴人翔友会所属医師についても原審において順次訴えが取り下げられた。

4 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正し、後記第3のとおり当審における控訴人らの追加主張及び損益相殺の主張とこれらに対する被控訴人の反論を、並びに後記第4のとおり当審における控訴人らの主な補充主張及び後記第5のとおりそれに対する被控訴人の主な反論を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中（以下、原判決を引用する場合に「事実及び理由」中との記載を省略する。）、第2の2、3及び第3（原判決3頁21行目から89頁2行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決3頁23行目の「事実」の次に「(これらは、後記当審口頭弁論終結時のウォンの為替レートを除き、原審において時機に後れた攻撃防御方法に当たるとして証拠申請を却下する判断がされる以前に、原審において提出された証拠から認められる事実である。)」を加え、同4頁20行目の「各請求項に」から同頁21行目の「などといい」までを「本件特許1の請求項1に係る発明、同4及び同6に係る発明を、それぞれ『本件発明1－1』、『本件発明1－2』及び『本件発明1－3』と、本件特許2の請求項1に係る発明及び同2に係る発明を、それぞれ『本件発明2－1』及び『本件発明2－2』といい」と改める。

(2) 原判決5頁14行目、15行目、19行目、同8頁12行目、14行目及び19行目の各「縫合支持体」をいずれも「縫合糸支持体」と、同10頁21行目「同訂正を認める」を「同訂正を認め、特許を維持する」とそれぞれ改める。

(3) 原判決12頁15行目の「本件契約」を「本件合意」と、同頁18行目の

「契約（本件契約）」を「合意（本件合意）」とそれぞれ改め、同頁１９行目の末尾の次に「なお、本件合意に係る『合意書』と題する書面（以下『本件合意書面』という。）は日本語で作成されており、以下の記載は、当事者及び製品につき判決略語によるほかは、基本的に表現を変えていない（下記
5 アないしク及びそれらの表題は、本件合意書面には付されておらず、理解の便宜のため判決において付したものである。）。」を加える。

(4) 原判決１２頁２０行目の「原告の義務」を「被控訴人のなすべき行為」と、同頁２４行目の「最優先利用義務等」を「控訴人翔友会のなすべき行為」と、同１３頁２行目の「秘密保持義務及び秘密情報の目的外使用をしない義務」
10 を「秘密管理に関する約束等」と、同１３頁４行目ないし５行目の「秘密管理」を「秘密を保持管理」とそれぞれ改め、同頁５行目の末尾の次を改行し、次のとおり加える。

「被控訴人製品と被控訴人に関わる被控訴人の秘密保持対象の情報の公開時期は控訴人翔友会が下記のように被控訴人の初頭購買及び秘密保持約定に対
15 する合意を完了した後、直ちに実行する（４条）。

イ．初頭物量の購買に関わる内容

(1) 初頭購買物量：２５，０００セット（YOUNGS LIFT＋施術用 KIT）

(2) 価格：●●●●●●●●●●

 施術用 KIT：特殊注射針＋ガイドバー＋特殊カニューラ込みのカテタ

20 (3) 決済条件：契約時５０％、製品の納品（控訴人翔友会の受給）直後５０％」

(5) 原判決１３頁６行目、８行目、１１行目、２１行目、２３行目、２６行目、同１４頁２行目、１３行目及び１５行目の各「本件契約」をいずれも「本件合意」と改め、同頁１５行目の末尾の次を改行し、次のとおり加える。

「オ 合意違反（６条）

25 本件合意の条件がある一方により違反される場合、違反当事者は法律的に適合した救済手段はないことに同意する。この場合、被害を受けた

当事者は本人が行使することの出来る損害賠償など、その他、別途の救済手段以外にも違反当事者の違反に対する仮処分またはその対象になる条件の移行請求を求める権利を持つ。

カ 合意の解釈（８条）

5 本件合意は大韓民国及び日本国法により解釈・規律されるが、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

キ 取引基本契約の締結（９条）

本件合意が締結された後、当事者同士は別途の取引基本契約書を作成し、本件製品の具体的な供給条件、A／S（判決注：アフターサービス）、クレームなどを定めることができる。

10

ク 合意書の署名及び保管等

本件合意の内容を証明するために、合意書２通を作成した後、それぞれ１通ずつ保管することとし、当事者同士は本合意書の初めに記載された日付に署名する。」

15 (6) 原判決１４頁１８行目冒頭から１９行目の「実施するようになったが（」までを次のとおり改める。

「控訴人翔友会は、本件合意が成立した後、平成２４年９月３日の被控訴人製品の納入開始後（当事者間に争いがない。原審における原告第１準備書面（令和２年８月２７日付け）５頁）、同月５日に『夢のリフト』施術の広告を始めて実施するようになった（弁論の全趣旨。原審における原告第２準備書面（令和２年１１月２日付け）５頁、同別表１）。そして、被控訴人製品を用いた美容整形術を控訴人医院において行うようになったが、当時は、改良前の被控訴人製品を使用していた。控訴人翔友会所属医師は、平成２４年１１月５日の施術において、改良前の被控訴人製品を施術に使用している（甲

20

25 ９の１）。

改良された被控訴人製品は、平成２５年３月初旬以降、控訴人翔友会に納

品された（乙 9 3）。同月以降、控訴人翔友会に販売・納品された被控訴人製品の数量は、同年 3 月及び同年 4 月が各 3 0 0 セット、同年 5 月が 2, 7 0 0 セット、同年 6 月が 3, 6 0 0 セット、同年 7 月が 2 6, 1 0 0 セット、同年 8 月が 1 4, 2 5 0 セット、同年 9 月が 1 7, 2 5 0 セット、同年 1 0 月が 1 0, 5 0 0 セットである（甲 1 0 8 の 2。なお、被控訴人は、被控訴人製品の製造能力を毎月●●●●●●●●であるとする。）。同年 7 月に控訴人翔友会は被控訴人製品を専ら使用することとした旨連絡をしたことから納入量が急増したが、これに伴って支払費用も高騰し、同年 8 月、控訴人 Y 2 は、被控訴人と価格交渉を行うに至った。当時、被控訴人製品を使用した施術を控訴人翔友会では『夢のリフト』の名称で行っていたが、同名称の施術には、被控訴人製品のほか、ハンス・バイオ社の『ミントリフト』、『アプストハッピーリフト』などの製品も使用していた（甲 1 7。ただし、これら製品には支持体がない。甲 7 4 の 1・2）。他社製品のうち『グローバルリフト』を併用していることについては被控訴人も認識しており、被控訴人『院長』の B が控訴人翔友会所属医師に対し技術指導を行った際にも、被控訴人製品と『グローバルリフト』を施術の際に共用しないよう求めていた（乙 2 2。」

(7) 原判決 1 5 頁 3 行目の末尾の次を改行し、次のとおり加える。

「(7) 本件各特許権について優先権主張となる出願の関係

本件各特許権の優先権主張の基礎となる韓国での出願（出願日 2 0 1 1 年（平成 2 3 年）1 2 月 2 7 日）に係る特許（第 1 1 8 5 5 8 3 号。後記韓国第 2 特許）につき、2 0 1 2 年（平成 2 4 年）9 月 2 4 日に公開された。公開された同特許に係る出願について、本件特許権 1 の明細書及び図面と記載は同一である。（以上乙 1 8 の 1、2、弁論の全趣旨（なお、乙 1 8 の 3（韓国の登録特許公報の全訳）は原審において時機に後れた攻撃防御方法に当たるとして却下されたものを当審において採用し

たものであるが、同一性に関し原審において具体的に異なる記載についての指摘もない当事者双方の主張内容からすれば、弁論の全趣旨によっても同一性は認められるというべきである。当審においても、これらが異なることについて被控訴人は具体的に主張しない。))

- 5 (8) 平成28年に行われた輸入差止め申立て（1回目。以下『第1次輸入差止め申立て』という。）

平成28年8月5日、本件特許1の登録査定がされたところ、被控訴人は、同月29日頃、東京税関に第1次輸入差止めの申立てをした（甲4）。

- 10 同年9月12日、控訴人翔友会らは申立人である被控訴人には非開示とする趣旨の意見書を提出し、控訴人翔友会が使用する縫合糸は縫合糸支持体を貫通せず、その中でU字型になって同じ開口部から他端が出ていて結び目がなく、かつ糸の先端が逆向きであるため、支持体下側末端から出る糸の端がループ状になっておらず、一本の形状をしている旨などを主張し、特許出願中であって営業秘密である旨を主張した（乙30の1）。

その後、被控訴人は、追加調査を実施するためとして、同年10月17日頃、専門委員による意見聴取開催前に、第1次輸入差止め申立てを取り下げた（甲4、乙54）。

- 20 (9) 平成30年に行われた輸入差止め申立て（2回目。以下『第2次輸入差止め申立て』という。）

25 被控訴人は、平成30年10月5日に本件特許権2についての設定登録がされると、同年12月7日付けで、同特許権に基づき、原判決別紙控訴人製品目録第1記載の七つの製品名の縫合糸を差止対象物品として、第2次輸入差止め申立てをした（乙6）。具体的には、韓国における特許権侵害損害賠償訴訟の控訴審（特許法院2018ナ1220号事件）に

5 おいて控訴人翔友会が2018年（平成30年）7月16日の時点において使用している縫合糸等であるとして同月23日に証拠提出した、控訴人製品2を差止等の対象としたものである（乙53、54、原判決別紙控訴人製品2説明書の1控訴人製品2の構造等。）。その添付資料3の鑑定書（乙54）は、被控訴人代理人弁護士らが作成したものであるところ、そこには、韓国における特許権侵害損害賠償訴訟の手續において控訴人翔友会が提出した証拠によれば、控訴人翔友会らが被控訴人との取引を止めた後において輸入し施術において使用している『フェイスアップという製品』、すなわち輸入報告書から確認できる『Face Up』又は『Face Up』が含まれた名前の製品は、いずれも控訴人製品2と認めるものである旨の記載がある（12頁）。

10 同年12月12日付で、東京税関から控訴人翔友会に侵害に係る理由等の送付がされ（乙53）、同月26日、控訴人翔友会らから意見書が提出された（甲70）。

15 令和元年（2019年）4月2日、第2次輸入差止め申立てについての専門委員意見聴取期日が開かれた（甲116の1）。その後、同年5月10日付け意見書（3通）が提出されたが（乙3ないし5）、同意見書においては、控訴人製品2の縫合糸支持体の円筒形の部分の横断面積は一定であり、底から上に近づくほど減少しているとは認めがたいとして、本件特許2（本件訂正前）の構成要件充足性が否定されている。

20 同月24日、第2次輸入差止め申立てについて、本件特許2（本件訂正前）の構成要件充足性が疎明されておらず不受理となった旨が通知された（乙6）。

(10) 本件訴訟提起前の証拠保全の検証不能、検証物提示命令に対する拒絶
25 令和元年5月17日、控訴人翔友会沖縄院において、同院で保管され、『美肌アモーレ』という施術に用いられる、商品名を原判決別紙被控訴

人製品目録第1の『記』以下に記載された7個の縫合糸及びそれ以外の縫合糸、その他取扱説明書等の書面、注文書等の書面を検証の目的物とする証拠保全の手续がとられたが、控訴人翔友会所属のC医師は、『本件対象物については、本社の指示により、提示することができない。扱っている製品については、営業に関する秘密に該当するので提示することができない。』として、検証不能となり、裁判官が検証物提示命令を発令したところ、『本社の指示により、提示命令に応じることはできない。』として同命令に従わなかった（甲40）。検証調書には、相手方である控訴人翔友会所属C医師の指示説明として、『甲14の写真6にあるものと包装や色が類似する縫合糸は所持している。』、『私がここを管理し始めた昨年7月以降に、甲14の写真6と思われる製品が新旧入れ替わったという記憶はない。』と記載されているところ、この製品は『シリンダー14を用いた被告製品（判決注：控訴人製品）2』である（甲15、17（写真6）、弁論の全趣旨〔原審における令和3年6月25日付け被告ら10準備書面10頁、原審における令和4年9月6日付け原告第19準備書面の60頁、原審における令和5年3月16日付け原告第22準備書面5頁、令和7年10月20日付け控訴人ら準備書面(1)85頁、同年11月13日付け控訴人ら準備書面(3)6頁〕）。

前記沖縄院と同日の令和元年5月17日、控訴人翔友会岡山院においては、証拠保全の相手方とされた控訴人翔友会所属のD医師は、『Face Up』という名称の縫合糸は当院に存在するとしながらも、検証物目録記載の各縫合糸は申立人である被控訴人の特許権を侵害していないとし、第2次輸入差止め申立てにおける専門委員意見書を裁判所に提出するとし、各縫合糸は営業秘密に該当し提示しないとして検証不能となったところ、被控訴人は、検証物提示命令の申立てを取り下げた（甲41）。

同年6月3日控訴人翔友会鹿児島院で行われた証拠保全においても、
検証の目的物とされた製品は旧製品であって所持しておらず、新製品は
営業秘密に該当するとして提示がされず、検証不能となり、申立人であ
る被控訴人も検証物提示命令の申立てを取り下げた（甲42）。

5 被控訴人は、令和元年6月19日に本件訴えを提起した。

(11) 韓国訴訟の経緯

韓国民事第二審判決（特許法院2019年（平成31年）2月19日
判決、甲3）においては、後記韓国第1ないし第3特許により特許権侵
害差止等の請求がされていたところ、韓国第1及び第2特許については
10 進歩性欠如により無効とされ、韓国第3特許により侵害が認められたが、
同判決は2019年（令和元年）10月17日、韓国大法院で破棄され、
2020年（令和2年）8月21日、韓国民事差戻控訴審判決がされた
（甲57）。その後、2021年（令和3年）12月23日に韓国刑事第
一審判決が言い渡された（甲85）。」

15 (8) 原判決15頁4行目の「(7)」を「(12)」と、同頁4行目及び5行目の各「口
頭弁論」の前に「原審」をそれぞれ加え、同頁7行目の「(8)」を「(13)」と、
同頁9ないし10行目の「契約」を「合意」とそれぞれ改め、同頁13行目
の末尾の次を改行し、次のとおり加える。

「(14) 当審口頭弁論終結時のウォンの為替レート

20 当審口頭弁論終結時(令和8年2月24日)のウォンの為替レートは、
1ウォン0.1071円である（当事者間に争いがない）。」

(9) 原判決16頁14行目及び19行目の各「本件契約」をそれぞれ「本件合
意」と改め、同20頁14行目の「……」を「…」と、同頁19行目及び同2
1頁5ないし6行目の各「縫合支持体」をいずれも「縫合糸支持体」とそれ
25 ぞれ改める。

(10) 原判決25頁9行目の「争点4」を「争点1－4」と改める。

- 5 (11) 原判決 30 頁 5 行目の「(以下、「課題 1」という。)」を「(以下、当事者の主張のこの項において「課題 1」という。)」と、同頁 6 行目の「(以下、「課題 2」という。)」を「(以下、当事者の主張のこの項において「課題 2」という。)」と、同頁 7 行目の「(以下、「課題 3」という。)」を「(以下、当事者の主張のこの項において「課題 3」という。)」とそれぞれ改める。
- (12) 原判決 41 頁 10 行目の「縫合支持体」を「縫合糸支持体」と改める。
- (13) 原判決 64 頁 3 行目、16 行目、17 行目（2 箇所）、18 行目及び 20 行目、同 65 頁 19 行目及び 21 行目、同 66 頁 3 行目、8 行目、9 行目、14 行目及び 18 行目、同 67 頁 8 行目、同 68 頁 11 行目及び 18 行目、10 同 70 頁 3 行目、5 行目（2 箇所）、6 行目、9 行目、12 行目、13 行目、17 行目、18 行目及び 20 行目の各「本件契約」をそれぞれ「本件合意」と改める。

第 3 当審における控訴人らの本件発明 1－2 及び 1－3 のサポート要件違反の無効理由の追加主張（争点 2－1.5）及び損益相殺の主張並びにこれらに対する被
15 控訴人の反論

1 本件発明 1－2 及び 1－3 のサポート要件違反の無効理由の追加主張（争点 2－1.5）

〔控訴人ら〕

- 20 (1) 支持体の形状を何ら特定していない本件発明 1－2、本件発明 1－3 においては、「施術部位で、縫合糸を堅固に維持・固定させる必要があり、また縫合がほどけないように、堅固な結び目装置が必要であり」（本件明細書段落【0004】）との従来技術の課題を解決しない形状も含むから、サポート要件違反の無効理由を有する。

25 本件明細書において、支持体の形状として開示されているのは、「切頭円錐状または切頭角錐状の形状」（本件明細書の段落【0016】、【0020】、【0024】、【0028】、【0032】及び【0034】並びに図 1～

5) のみである。本件発明 1-1 は、支持体の形状として、「切頭円錐状または切頭角錐状の形状」であることが要件とされている。支持体の形状が、「切頭円錐状または切頭角錐状の形状」、つまり先端先細り形状であれば、支持体の先細り形状側から外に形成された縫合糸の結び目（本件明細書等の図 3）が支持体の連通孔の中に戻らないように先端先細り形状の先部分でブロックできるため、「施術部位で、縫合糸を堅固に維持・固定させ」「また縫合がほ

とて、支持体の形状を何ら特定していない本件発明 1-2 及び本件発明 1-3 においては、結び目の直径を超える連通孔を備える円筒形状の支持体も含む。しかし、結び目の直径を超える連通孔を備える円筒形状の支持体は、結び目がその連通孔の中入ることを許容するため、縫合糸の結び目が支持体の連通孔の中に戻らないようにブロックする作用を当該支持体は奏することはできない。当該支持体は、「施術部位で、縫合糸を堅固に維持・固定させる作用を有しない上、「また縫合がほ

- (2) さらに、支持体の形状として、結び目側の直径が大きく結び目と反対側の直径が小さい切頭円錐状または切頭角錐状の支持体の場合（本件明細書の図 3 の支持体の向きと逆向き）、結び目が当該支持体の連通孔の中に入ること
- を許容するから、この場合も、縫合糸の結び目が支持体の連通孔の中に戻ないようにブロックする作用を当該支持体は奏することはできない。当該支持体は、「施術部位で、縫合糸を堅固に維持・固定させる作用を有しない上、「また縫合がほ

このように、支持体の形状を特定していない本件発明 1-2、本件発明 1-3 は、原判決が挙げた「結び目工程が不要な縫合糸を提供すること」との課題（課題 2）を解決しない支持体も含むから、本件発明 1 の請求項 4（本件発明 1-2）、同 6（本件発明 1-3）に係る各特許はサポート要件違反の

無効理由を有する。

〔被控訴人〕

5 本件発明 1－2 及び 1－3 は、いずれも「結び目工程が不要な縫合糸を提供する」という課題を解決するものである。控訴人らの主張は従前の主張（本件発明 1－1 の無効理由）の繰り返しであり、理由がない。

すなわち、本件発明 1－2 及び 1－3 を含む本件発明 1 が解決しようとする課題には、原判決 119 頁が正しく認定するとおり、「結び目工程が不要な縫合糸を提供すること」（課題 2）が含まれている。ここで、本件発明 1－2 及び 1－3 は、いずれも構成要件 1－1 D「前記縫合糸は、前記上側末端部を基準にして前記第 1 末端の側において、2 本の縫合糸からなっており、前記 2 本は、縫合糸支持体と当接する結び目を有し、前記縫合糸支持体の前記上側末端部から前記下側末端部へ前記連通孔を貫通し、前記第 2 末端において閉じた形状を形成し、」を備えており、施術時に結び目工程は不要であることから、少なくとも「結び目工程が不要な縫合糸を提供する」という課題を解決するものであることに疑念を挟む余地はない。すなわち、本件発明 1－2（請求項 4）及び本件発明 1－3（請求項 6）は、縫合糸支持体について、形状を限定しないものであるところ、限定の有無に拘わらず、「結び目工程が不要な縫合糸を提供する」という課題を解決するものであり、控訴人らのサポート要件違反の無効理由の主張は成り立たない。

20 2 損益相殺の主張

〔控訴人ら〕

被控訴人は、韓国の裁判結果により A から損害賠償金として 2019 年（平成 31 年）3 月 4 日に 3 億 6 2 3 0 万 0 5 4 5 ウォン、2020 年（令和 2 年）9 月 1 8 日に 1 3 億 3 4 5 9 万 7 2 8 7 ウォンを受領している（乙 170、171）。

この韓国裁判で認められたのは、A が生産した韓国で生産した縫合糸製品

(以下「韓国製品」という場合がある。)が後記韓国第3特許を侵害することを理由として、被控訴人製品の販売利益が減少したことに対する賠償金であるところ、韓国第3特許は日本では登録されていないため同行為に関して控訴人らが不法行為の責任を負うことはない。

5 もっとも、被控訴人が韓国裁判の被告らから得た賠償金は、本件訴訟に基づく韓国製品を用いた縫合糸製品(後記控訴人製品1')に係る損害と同質性を有する利益に該当するため、損害賠償額から減額されるべきである。

 ただし、被控訴人が得た損害賠償金には、縫合糸製品の他の付属品(カニューレ、スターター、ハブ)も含まれるため、どの部分が本件訴訟の損害と同質性
10 を有するののかについては被控訴人において特定すべきである。

 なお、この損益相殺については、被控訴人も「もっとも、原告としても、不必要に過大な賠償を求めるものではないことに加え、原告による令和6年3月21日付け訴えの変更(請求拡張)に対する答弁として、被告らが、正式な抗弁として損害の填補の主張をするのであれば、これを必ず時機に後れた攻撃防
15 御方法として却下しなければならないとまで主張するものではない。」(被控訴人の原審における令和6年6月10日付け時機に後れた攻撃防御方法却下の申立書31頁1ないし5行目)と述べているところであり、控訴審においては損害と同質性を有する賠償金を特定されたい。

[被控訴人]

20 被控訴人がAから損害賠償金として①平成31年3月4日に3億6230万0545ウォン(乙170)、②令和2年9月18日に13億3459万7287ウォン(乙171)を受領した事実は争わない。

 しかしながら、上記①の弁済金は、韓国の民事訴訟における差戻前の控訴審判決が縫合糸及び縫合糸支持体について特許権侵害を認めなかったことを受け、Aが、あくまで被控訴人製品のうち縫合糸及び縫合糸支持体を除く製品に
25 係る損害元金2億6980万7700ウォンと遅延損害金9249万354

5 ウォンについての弁済をしたものにすぎず（甲 3（訳文）・3 頁、5 3 ないし 5 5 頁参照）、縫合糸及び縫合糸支持体から成る控訴人製品 1 に係る損害賠償金ではないから、これにより、本件訴訟において請求されている損害賠償に係る損害が填補されたものとは認められない。

5 一方、上記②については、上記の韓国の民事訴訟における差戻前の控訴審判決の判断（甲 3）が、大法院で破棄され、縫合糸及び縫合糸支持体についても侵害事実を認める差戻後の控訴審判決（甲 5 7）に伴い、回収したものであるところ、縫合糸と縫合糸支持体を組み合わせた製品に関する遅延損害金を除く損害元金に対する補填がなされたのは 1 0 億ウォンであり（甲 5 7 の 2 ・ 2 ～
10 3 頁）、残余の 3 億 3 4 5 9 万 7 2 8 7 ウォンは遅延損害金及び裁判費用を回収したものである。したがって、本件請求との関係では、縫合糸と縫合糸支持体を組み合わせた製品に関する損害元金として填補を受けた上記②の内金 1 0 億ウォンのみが、損害の填補として評価される余地のあるものである。

もともと、本件請求は一部請求であるところ、損害填補の抗弁に関しては、
15 損害額全体を認定した上で、損害の填補として認められる額をまず一部請求の外側から控除し（いわゆる外側説）、最終的な認容額が定められるべきこととなるのであって、原判決の認容額を減額すべきものとは認められない。

第 4 当審における控訴人らの主な補充主張（原審において時機に後れた攻撃防御方法として却下された主張と同趣旨の主張を含む）

20 1 控訴人製品 1 が本件発明 1 の技術的範囲に属するか否か（争点 1 － 1 ないし 3 に関し）

(1)ア 本件パンフレットの記載及び訴外特許出願の明細書に記載された本件図と、韓国の搜索手続で押収された物品の記載という、異なる製品に関連する記載を前提として、一つの控訴人製品 1 という製品を認定することは
25 できないこと

控訴人翔友会が 2 0 1 3 年（平成 2 5 年）1 1 月から輸入を開始した製

品（以下「控訴人製品１’」という場合がある。）は、韓国製品であるが、その後、韓国製品に関する本件紛争が顕在化したため、２０１４年（平成２６年）２月分以降はシンガポールで別の製品が製造されることになった。そのため、この控訴人製品１’（韓国製品）は同時期頃までしか輸入されていない。

本件パンフレットが前提としているのは、その時点で製造されていた製品（以下「控訴人製品１’’」という場合がある。）であり、これは韓国製品とは異なる。具体的には、控訴人製品１’（韓国製品）の支持体は、Eが代表を務めるチサン精工によって製作された金型によって生産されたものであるのに対して、控訴人製品１’’の支持体は、シンガポールにおいてアイレンズ社らによって製作された金型（乙７２の図面によるもの）によって生産されたものである。しかし、本件図及び本件パンフレットの情報は、控訴人翔友会が輸入及び使用していた製品の情報を示したものであるかという点について問題がある。

イ 本件図及び訴外特許出願によって支持体の形状を特定することはできないこと

本件パンフレットには訴外特許出願の明細書の図２（本件図）が掲載されているが、これは、あくまでも縫合糸製品の概要を説明するためのものにすぎず、本件図の縫合糸支持体部分の形状を具体的に特定して説明するものではない。アンカー（支持体）の特徴は、その形状の違いによってもたらされるものではなく、訴外特許出願の明細書においても、支持体の形状は、限定されていない。

ウ 原判決において韓国製品の支持体の形状が円錐形であることの根拠とされている捜査資料については、韓国の訴訟において韓国製品の支持体の形状を示すものではないとされていること

韓国の搜索手続で押収された本件手帳に記載された縫合糸の模式図（甲

23) 及び同手続で押収された縫合糸（甲24）は、韓国製品とは関係のないものである。そのため、CS社に対する捜索手続で押収された本件手帳の縫合糸完成品の図と縫合糸の写真が本件図の内容と整合するとしても、そのことは、本件図に基づいて控訴人製品1の構成を認定してよい根拠にはなり得ない。

(2) アイレンズ社及びレーサー社による縫合糸製品の開発改良経緯

控訴人翔友会が使用する縫合糸製品は、法的にはレーサー社において生産され、それがアイサポート社、アイレンズ社、控訴人翔友会の順に納品され、代金は控訴人翔友会、アイレンズ社、アイサポート社、レーサー社の順に支払われる。ただし、実際の納品は、当事者全員の承諾の下、レーサー社から直接控訴人翔友会に輸出されている。

被控訴人は、被控訴人製品の価格につき年間契約を前提とした価格表（乙130）を提示していたため、控訴人翔友会はこれを参考にして2013年（平成25年）7月に価格表の最安値となる年間20万本を大幅に上回る年間30万本相当の被控訴人製品を購入した。この購入実績を元に同年8月に控訴人Y1及び控訴人Y2が韓国まで行って（乙128）、資料（乙134）を示して被控訴人と価格の直接交渉を行ったところ口頭では合意が成立した。それにもかかわらず、被控訴人からの同年8月12日付けメール（乙135）により、口頭合意を反故にされて価格交渉が決裂した。もはやこの時点で信頼関係は崩壊していたため、控訴人翔友会は、同年8月13日以降に、アイレンズ社に対しすでに韓国で登録されていた本件特許1の基礎出願（乙18、韓国登録特許公報登録番号10-1185583）の内容を伝え、カニューレ（16G）を用いた本件術式に対応した縫合糸製品を開発して欲しいと依頼した。

アイレンズ社は、縫合糸製品の開発において被控訴人製品に関する特許とシルエットリフトの特許を参考にした（乙106、137、150）。支持体

は体内を移動させるのではなく固定させるために使用するため、円錐形にする必要はない（円筒形でもよい）ということに気が付いていた。そのため、アイサポート社自身が出願した訴外特許出願（甲２７）においても、明細書段落【００３８】において、「ストッパ２０６は、立方体、球形、円柱形、または円錐形でよい。」と記載している。

縫合糸と支持体は被控訴人製品とは異なる部分があり完全に同一ではない。縫合糸の材質等は同じであるが太さが異なることは被控訴人も認めており争いはないが、支持体の形状が被控訴人製品と同じ円錐形であるか否かが本件の争点の一つとなっている。

本件でいえば、「Face Up」、「Face Up-Long」、「Face Up-Short」、「Face Up [R]」、「Face Up [C]」、「Face Up [L]」、「Long Face Up」という複数の製品名（原判決別紙控訴人製品目録より）があるが、いずれも縫合糸の長さが違う縫合糸製品である。

２０１３年（平成２５年）１１月頃から２０１６年（平成２８年）９月頃にかけて生産輸出された縫合糸製品の製品名は「Face Up」で外形は「ループ型」である。外形は訴外特許出願（甲２７）の図２（本件図）である。

被控訴人は、同期間に生産された製品はすべて同一の構成の控訴人製品１であると主張するが、実際には支持体（本件図の２０６、ストッパともいう）の形状は生産時期によって異なる。

２０１３年（平成２５年）１１月から２０１４年（平成２６年）初頭頃までは韓国でＡが生産して輸出した縫合糸製品（上記韓国製品）の支持体を使用して生産していた（控訴人製品１'）。その後から同年１２月頃までは他社の既製品の支持体を使用しているが、記録が残っておらず詳細は不明である。

２０１４年（平成２６年）１２月２日に最初のオリジナル支持体「Cylinder」が完成し、同月頃から２０１５年（平成２７年）２月にかけて５万９５００

個が生産された。同年1月28日には改良した「Cylinder6」が完成し、これは同年3月から2016年（平成28年）6月にかけて24万個ほど生産された。

「Cylinder6」の設計図は乙72である。乙72には、「DRAWN」及び「CHECKED」の日付けとして、2015年（平成27年）1月28日と記載されている。

そして、この「Cylinder6」という名称の支持体と縫合糸を結合させた縫合糸製品が、本件パンフレット及び訴外特許出願が説明している縫合糸製品（控訴人製品1'）である。

2016年（平成28年）9月頃から2018年（平成30年）12月頃にかけて生産輸出された縫合糸製品の製品名は「Face Up」で、同期間に生産されて輸出された縫合糸製品は、甲15の1、3のとおり、支持体に「Cylinder14」を使用し、1本の縫合糸の中心部分で支持体「Cylinder14」を固定する製品の完成を受けて、2016年（平成28年）8月16日に乙15の特許の基礎出願を行うとともに、同年9月6日に日本において乙15の特許の出願（以下、「訴外特許出願2」という）を行った。訴外特許出願2は控訴人製品2を想定しているものであり、訴外特許出願2の特許公報の明細書図3と乙13は同一である縫合糸を折り返しており、その外形は「折返し型」である。

「Cylinder14」は、同年5月5日には完成し、同年9月6日から生産が開始されて合計43万個ほど生産された。

2019年（平成31年）1月頃から2025年（令和7年）5月頃にかけて生産輸出された支持体を含む縫合糸製品の製品名は「AMORE-Lift」で、外形は「折返し型」である。2019年（平成31年）1月頃からの製品は支持体に「Cylinder15B」を使用しており、2020年（令和2年）10月頃からは「Cylinder18」に変更されている（乙95の2、乙101ないし10

3、107)。

支持体としてこの「Cylinder18」を使用した「AMORE-Lift」は2025年（令和7年）5月時点でも輸入及び使用しており、詳細な構造や形状は令和4年（2022年）3月18日時点において乙187のとおりである。

2019年（令和元年）10月頃から2025年（令和7年）5月頃にかけて生産輸出された縫合糸製品の製品名は「SUPER AMORE-Lift」であり、その外形は、縫合糸を支持体の先端の結び目で固定している「直線型」である。「SUPER AMORE-Lift」は、「Cylinder6」を改良した「Cylinder6A」を用いている。

2 控訴人製品1の輸入の時期及びその量（争点6－1に関し）

(1) 控訴人らの主張の整理（切替主張と全量主張）

控訴人翔友会は、本件訴訟の当初から、一審原告である被控訴人が主張する構成の控訴人製品1を一切輸入及び使用しておらず、更に遅くとも2016年（平成28年）9月14日以降はレーサー社から輸入している縫合糸製品を控訴人製品2に切り替えていたため、控訴人製品1を輸入及び使用していない（以下「切替主張」という。）と一貫して主張している。そして、原審における被告ら第26準備書面においては、控訴人翔友会がレーサー社から輸入した全ての製品を具体的に特定し、いずれも控訴人製品1ではないという主張（以下「全量主張」という。）を補充的に行った。それにもかかわらず、原判決は、控訴人製品2その他の製品の輸入及び施術における使用は、直ちに控訴人製品1の輸入等の中止を意味するものでもないなどとして控訴人らの切替主張を排斥し、全量主張については採用した証拠も含めて検討せしめずに被控訴人の請求を全面的に認容した（棄却した損害額はごく僅かにすぎない）。

この原判決に対し、主として既に採用された証拠をもっても、2016年（平成28年）9月14日以降、それまでの製品（以下、控訴人製品1'、控

訴人製品 1'' 等の、控訴人製品 2 より前に輸入等していた製品を、併せて「従前製品」という場合がある。）から控訴人製品 2 へ切り替えが認められることを指摘し、切替主張に関する原判決の事実認定の誤りを主張する。すなわち、当初の製品が控訴人製品 1 であったのか、控訴人製品 1'（及び控訴人製品 1''）であったのか、という点とは別の論点として、2016 年（平成 28 年）9 月 14 日以降に控訴人製品 2 に切り替えられ控訴人製品 1 の輸入及び使用が停止されたのかという点は、重要な論点となる。

(2) 控訴人らの主張により既に採用された証拠のみをもって控訴人製品 1 を輸入及び使用していないことが認められること

ア 控訴人らの主張は、①控訴人製品 2 が被控訴人製品と同じ効能・用途であるため代替品であること、②控訴人製品 2 の使用が認められることは従前製品の輸入及び使用を否定すること、③2016 年（平成 28 年）9 月 14 日以降、控訴人製品 1 を輸入及び使用していないことについての的確な証拠があること、である。

①について、控訴人製品 2 と被控訴人製品は（棘、支持体等の組み合わせ）構造に差はなく、同様の施術方法により、同様の施術効果が得られることは被控訴人も認めているところである。

②については、改良された代替品を使用するのであれば旧製品を併用する必要は通常ないという経験則から導かれるものである。原判決は、控訴人翔友会が「同一名称の施術において複数の製品を使用することがある」という点を捉えて、あたかも控訴人製品 2 と控訴人製品 1 を併用していた根拠の一つとするが、これは上記①の控訴人製品 2 が被控訴人製品の代替品であることを考慮しておらず、明らかに事実評価を誤るものである。複数の製品を使用するとは、同一名称の施術において効能・用途が異なる製品を使用するという意味であり、③については、原判決も控訴人翔友会が控訴人製品 2 を輸入及び使用していたこと自体は否定しておらず、従前の

主張及び証拠にて足りる。

イ なお、被控訴人は外部の認証等が確認できない控訴人製品２の輸入や使用は認められない旨主張するが、控訴人製品２は不特定多数に対する販売目的として開発された製品ではなく外部機関による認証を得ることは不必要である。甲１３５の１の１から甲１３６までは２０１３年（平成２５年）４月から同年１１月にかけて行われた各種試験の検査結果であるところ、これは控訴人翔友会が被控訴人製品を購入し施術に使用した後のことであって、仮に各種試験を経て外部の認証を得なければ医療機器としての安全性が確保されないのであれば、控訴人翔友会が購入していた被控訴人製品すら、医療機器の安全性が否定されることになり、被控訴人の主張は破綻している。被控訴人は、あたかも控訴人翔友会がレーザー社に依頼して開発した縫合糸製品が当初は問題があつて大規模な集団医療過誤訴訟を提起されたかのような指摘もするが、同訴訟にて問題とされた縫合糸製品はレーザー社により製造された製品ではなく、被控訴人製品そのものであり、事実誤認がある。

(3) ２０１３年（平成２５年）１１月１９日から２０２４年（令和６年）２月までの期間及び２０２５年（令和７年）５月時点で輸入及び使用している縫合糸製品について（全量主張）

控訴人らの当初からの主張は、主位的には上記(1)の切替主張であるところ、原審の和解勧告により念のため令和６年４月３０日付け被告ら第２６準備書面において縫合糸製品の全量主張も併せて行ったものであり、全量主張が認められれば、控訴人製品１の不使用が明確になることから、その余の事実を判断することなく被控訴人の請求は認められないことになる。なお、原審では、２０１５年（平成２７年）１月１４日以前の主張部分が却下されているにすぎず、それ以降の主張は採用されている。控訴人らが全量主張をしている期間は乙９５の２等の資料が存在する同日以降であるから、全量主張のす

すべての期間が採用されている。

また、立証に用いた証拠の一部に原審で却下されたものが含まれるとしても、2022年（令和4年）12月以降分についてはすでに原審で採用済みの証拠である。

5 控訴人翔友会は、2022年（令和4年）12月以降の期間について控訴人製品1を輸入及び使用していない旨を明確に主張し、その全量主張に基づく証拠も採用されていたにもかかわらず、原判決は、同期間に関する検討を一切行わずに、被控訴人の主張を漫然と全面的に認容した。

10 このような判断に至った理由は、原審は控訴人製品2を含め、控訴人製品1とは別の縫合糸製品の輸入及び使用は、控訴人製品1の輸入及び使用とは関連性がないとの誤った認識に基づいていたためと考えられる。

15 しかし、控訴人らの全量主張はレーサー社から輸入した全ての縫合糸製品につき、控訴人製品1とは構造上明確に異なる別製品であること、更に本件で控訴人製品1であると主張されている「Face Up」を一切輸入していないことを具体的に主張立証しているのであるから、この点の原判決の誤認は明らかである。

したがって、原判決が2022年（令和4年）12月以降の期間について何らの検討を経ずに被控訴人の主張をそのまま採用したことは、事実認定における重大な判断の誤りである。

20 (4) 韓国製品の縫合糸支持体が円筒形であること

韓国製品の縫合糸支持体が円筒形であれば、本件特許1の請求項1（本件発明1－1）に係る特許の特許権侵害は成立しない。しかし、原判決は、次の三つの事実を認定して、控訴人翔友会がAから輸入していた縫合糸製品の縫合糸支持体は円錐形であると認定した。

25 ① 控訴人翔友会はA（CS社）から縫合糸製品を輸入していたこと。

② 本件手帳に描かれた「縫合糸完成品の図」（以下、当該図に描かれた縫合

糸製品を「手帳図製品」という。)の構造は、本件図の構造と矛盾しないこと。

③ 縫合糸の写真(甲24)に写されている縫合糸製品(以下、「写真製品」という。)も本件図と整合的であること。

5 原判決は、被控訴人の主張に基づいて、上記②の手帳図製品及び③の写真製品が、①の輸入製品と同一であると推認している(原判決103頁10ないし16行目)が、明らかな事実誤認である。このような誤認に至った原因は、被控訴人が訴訟の当初から一貫して「韓国製品(Aが韓国で製造・輸出した製品)＝手帳図製品及び写真製品」であるかのように主張してきたこと

10 にある。

被控訴人は、例えば、

- ・「韓国の民事・刑事両裁判において、被告翔友会がCS社製模倣品を輸入・使用したことは確定的に認定されており、もはや動かしようのない事実関係である」(原審における原告第18準備書面3頁)
 - 15 ・「訴外Aらは2013年10月頃から2014年2月頃まで、CS社製の模倣品をシンガポールを経由して品川病院に輸出しており、これが本件縫合糸製品に他ならない」(原審における原告第2準備書面15頁)
- など、事実の区別を欠いた断定的主張を繰り返している。

しかしながら、控訴人らの主張及び既に採用されている証拠に照らせば、

20 この前提は誤っている。韓国裁判では、現物として確認された縫合糸支持体は円錐形(甲24に相当)と円筒形の2種類が存在し、Aが輸出したと認定されたのは円筒形支持体を有する別製品である。したがって、韓国裁判が認定した韓国製品と、原判決が②③で引用した手帳図製品や写真製品は、同一ではない。さらに、手帳図は単なる図示にすぎず、実際の製品を特定するもの

25 ではない。写真製品(甲24)は円錐形支持体を有する現物であるが、これはAが輸出した韓国製品ではなく、韓国裁判が認定した模倣品ではない。

また、韓国民事控訴審判決は、Aが生産した支持体が円筒形であることを明確に認定し（甲3の2、38頁及び58頁の参考写真右側）、その事実認定は韓国刑事事件でも追認されている。

3 本件合意の更新の有無（争点5－5に関し）

5 本件合意の有効期間は2012年（平成24年）6月21日から1年間（2013年（平成25年）6月21日まで）と明記されている（本件合意書面5項）。本件合意には、ある規定について有効期間満了後も存続する旨の存続条項の定めはない。秘密保持を内容とする本件合意において、明確に1年間との有効期間を規定したことは、4項ロ(2)により「秘密保持対象の情報」となる情報
10 であっても有効期間の満了後は秘密保持の対象となる情報にしないことを合意当事者である被控訴人と控訴人翔友会が明確に合意したことを意味する。

被控訴人製品に関しては、韓国において既に特許出願されており（乙47（2011年（平成23年）6月29日出願）、乙18（同年12月27日出願））、
15 更に出願することになっていた（乙148（2012年（平成24年）9月24日出願））のであり、これらの出願の明細書及び図面の公開により、被控訴人製品に関する情報は公開される上、被控訴人製品を特許で保護できると考え、本件合意の有効期間については、発効から1年間とすることで足りると考えたと思われる。

20 このように、本件合意の解釈として、合意の有効期間は2012年（平成24年）6月21日から1年間（2013年（平成25年）6月21日まで）であり、本件合意により「秘密保持対象の情報」とされる情報であっても、当該有効期間経過後は秘密保持の対象としないとしたということが文面解釈であり、しかも被控訴人製品に関する情報は上記の各出願の明細書及び図面の公開によって当業者に公知となるという実質的理由もあった。

25 よって、被控訴人製品に関する情報を対象にし、秘密保持を内容とするこの合意において、明確に「1年間」との有効期間を規定したのであり、かつ、「1

年間」とする実質的理由もあったのであるから、本件合意の解釈として、本件合意の有効期間は、２０１２年（平成２４年）６月２１日から１年間（２０１３年（平成２５年）６月２１日まで）であり、また、本件合意により「秘密保持対象の情報」とされる情報であっても、本件合意の有効期間経過後は秘密保持の対象としないことが合意されたといえる。

4 本件情報の秘密管理性（争点５－２に関し）

被控訴人が営業秘密として主張する本件情報は、①公知情報であるか、②控訴人の製品もしくは控訴人の製品を用いた施術方法に使用していない情報であるか、又は③控訴人翔友会が本件合意（甲９）の発効日（２０１２年（平成２４年）６月２１日）前から被控訴人製品と関係なく保有していた情報のいずれかである。

よって、控訴人翔友会に、本件合意違反も不競法違反も認められない。

5 損害の算定（争点６－２に関し）

(1) 特許法１０２条１項の規定

同項は「譲渡」と規定しており、「侵害者から顧客への侵害品の譲渡」に類する態様において同項を類推適用することは許されるかもしれないが、「侵害者から顧客に対する侵害品の譲渡」に類する態様ではない態様に同項を適用することは文言解釈に反する上、類推解釈の域をも超える。

(2) 実施数量

控訴人翔友会は控訴人製品１を一切輸入していないため０本である。その点を措くとしても、本件においては損害の算定に当たり推定計算をする理由がない。被控訴人は２０１９年（令和元年）６月２１日以降の控訴人翔友会が控訴人製品１を輸入した本数につき証拠をもって具体的な立証が容易であるにもかかわらずこれを怠っているため輸入した事実は認められない。「譲渡」の場合には日本国内において被疑侵害者と特許権者が競合関係にあり、類型的に片方の需要が減ればもう片方の需要が増えるという関係にあるのに

対して、「輸入」・「使用」が問題になる場面では、日本国内において、被疑侵害者と特許権者が競合関係にあるかどうか自体が不明であり、類型的に片方の需要が減ればもう片方の需要が増えるという関係にあるとはいえない。この点で特許法 102 条 1 項の類推適用の基礎を欠いていることは明らかである。

5

- (3) 被控訴人の主張する限界利益は控訴人翔友会が試験的に購入していた価格を基準としており不合理であること

ア 原判決は、被控訴人の主張どおり 2012 年（平成 24 年）から 2013 年（平成 25 年）の売上高のみによって限界利益を算出しているが、これは現実に即しておらず不合理である。本件特許 1 の侵害に基づく損害の限界利益とは、侵害行為時において侵害行為がなければ被控訴人（一審原告）が本件特許製品を市場にて売却して得ることができたであろう金額（被控訴人は本件では控訴人翔友会が購入していただろう金額を基準としている）から経費等を控除した利益である。

10

被控訴人は、甲 107 をもとに限界利益を算出しているが、2013 年（平成 25 年）当時被控訴人は控訴人翔友会以外には被控訴人製品を一切販売していなかったことは争いがなく、甲 107 は控訴人翔友会との取引に関する数字である。そのため、甲 107 の長い糸に関する売上高における製品の 1 本当たりの単価は、控訴人翔友会が試験的に少量ずつ長い糸を購入していた時の 1 本●●●●●である。

15

20

仮に、控訴人翔友会が被控訴人との取引を継続させて被控訴人製品を購入し続けたとしても、控訴人翔友会が継続して年間 10 万本以上を購入していたことは明らかであるから、その場合の被控訴人製品の 1 本単価は、価格表によれば、長い糸は●●●●●であり、短い糸は●●●●●である（乙 130）。

25

そうすると、長い糸の限界利益は●●●●●●●●●●、短い糸の限界利

益は●●●●●●●●●●となる。

イ 少なくとも2016年（平成28年）以降の限界利益は修正されるべきこと

被控訴人製品は、美容外科に用いられる縫合糸製品でありその技術革新は日進月歩であり価格に関してもその変動は大きいものであるから当然ながら限界利益も更新されるべきである。

被控訴人は、原審原告第28準備書面8頁により被控訴人製品の売上が2016年（平成28年）から2017年（平成29年）に急激に減少していることを認めた上で、その原因は控訴人翔友会が被控訴人製品を購入しなくなったことや、控訴人Y2が名誉毀損を行ったことであるから、被控訴人に売上減少の責任はなく、2012年（平成24年）から2013年（平成25年）の限界利益をもって全期間の損害を認定すべきであるとの主張をしている。しかし、控訴人翔友会が被控訴人から購入を止めたのは同年10月であるため、2016年（平成28年）からの売上減少には全く関係がないし、そもそも被控訴人が控訴人翔友会以外に被控訴人製品を販売したのは控訴人翔友会との取引が終了した後であるから、控訴人翔友会の取引停止は何らの関係もない。被控訴人が指摘する控訴人Y2の発言等は、当時の韓国大統領パク・クネの贈賄疑惑に関連するインタビューに1回だけ回答したにすぎないものであるため、被控訴人の売上に影響を与えるはずがない。

被控訴人製品については控訴人らには関係のない事情で2016年（平成28年）には大幅に売上が減少しているのであるから、限界利益についても被控訴人において新たに2016年（平成28年）以降の証拠を提出して主張立証すべき責任があるが、これを怠っている以上損害は認められない。

ウ 2021年（令和3年）以降の限界利益は修正されるべきこと

被控訴人は、被控訴人製品につき現在でも販売活動を行っているところ、
被控訴人製品の２０２１年（令和３年）の年間の売上高は●●●●●●●
ウォン程度であり、被控訴人が主張する限界利益の基礎となる期間の売上
高である●●●●●●●●●●●●●●●●（甲１０７の２）に比べて５０分の１に
まで減少していて、直近３年間の売上総利益、営業利益はいずれもマイナ
スである（乙１７５）。

[illegible]

(4) 贡献率 (寄与率)

原判決が事実上の推定を一部覆滅すべきとした判断自体は正当であるものの、覆滅の程度を全体のわずか5割とした判断は、明らかに不当である。

本件発明 1 は支持体に特徴のある発明であり、それ以外の部分については、何ら縫合糸製品による利益に貢献していない。

本件訂正発明 2-1 に関していえば、控訴人翔友会は、控訴人製品 1'」については 2016 年（平成 28 年）9 月までしか輸入使用しておらず、この時点で、本件特許 2 はまだ登録されていない。本件特許 2 が登録されたのは、2018 年（平成 30 年）10 月 5 日であり、この時点では控訴人翔友会は控訴人製品 2 を輸入使用していたのである。そのため、控訴人製品 1'」との関係において、本件訂正発明 2-1 を考慮に入れることは誤りである。なお、万が一、控訴人製品 1' 又は控訴人製品 1'」を本件特許 2 の登録以降も控訴人翔友会が輸入使用していたなどという判断がなされた場合に備えて念のため主張しておく、これらの製品は、そもそも本件訂正発明 2-1 の技術的

範囲に属しないものであるから、いずれにせよ本件訂正発明２－１は、何ら本件の縫合糸製品による利益に貢献していない。

(5) 被控訴人が販売することができないとする事情

ア 控訴人翔友会による多大なる営業努力

5 控訴人翔友会は、全国に品川美容外科を１７院、品川スキンクリニック美容皮膚科を２２院経営しており、医師の数も約８０名である（乙７３）。また、本件特許１が成立した２０１６年（平成２８年）ないし２０２２年（令和４年）までの控訴人翔友会の平均年商は、約３１５億円であり、当時の控訴人翔友会の年間広告宣伝費の平均は、約４０億円である（乙７４等）。さらに、美容整形クリニックの総合人気ランキングにも品川美容外科品川本院が第３位、品川美容外科渋谷院が第６位、品川美容外科千葉院が第１５位、品川美容外科横浜院が第１６位、品川スキンクリニック新宿院が第１７位になっているなど、控訴人翔友会の多数の院がランクインしている（乙７５）。

15 被控訴人の事業規模から考えて、控訴人翔友会のような大々的なプロモーションを日本国内において展開することは不可能であった。実際に、被控訴人は、日本国内において、控訴人翔友会以外とは、ほとんど取引実績はない上に、何らの営業活動も行っていない。

20 このように、控訴人翔友会が、控訴人製品全体について、これだけの本数を輸入使用して顧客に対して施術を提供することができたのは、控訴人翔友会による上記の多大なる営業努力によるものであり、その影響がほぼ全てを占めているといえる。

イ 競合製品の存在

25 控訴人翔友会による多大なる営業努力の点に加えて、競合品の存在まで考慮したにもかかわらず、「販売することができないとする事情」として２割のみを認定した原判決は、明らかに不合理である。

同業他社が他のルートで縫合糸製品を仕入れていることは間違いなく、
控訴人翔友会としても、実際に輸入使用していた縫合糸製品を仮に輸入使
用していなかったとしても、被控訴人製品を輸入使用する必然性はない。

(6) 原判決は、特許法 102 条 1 項 2 号に基づき算定される損害額を認定する
5 に当たり、実施料率を 10%と認定している（原判決 183 頁）。

しかしながら、本件のような縫合糸製品について、10%という実施料率
は明らかに過大である。甲 118 は、2010 年のものであり、本件特許 1
の登録日が 2016 年（平成 28 年）8 月 5 日であることを考えれば、本件
に適切なデータとはいえない。ロイヤルティ料率情報の調査が令和 6 年度に
10 行われ、その結果が令和 7 年 5 月に公表されている（乙 198 の 1 及び 2）。

「健康；人命救助；娯楽」についてのロイヤルティ料率の平均は、3.1%
と極めて低い数字となっている（甲 118 の調査では、平均は、5.3%と
なっており、その当時よりも相当程度下がっているといえる。）。当該分野に
おいて、10%という実施料は、極めて高額であり、実際には到底考えられ
15 ない数字である。平均値である 3.1%と比較すれば、10%という数字は、
米国の懲罰的賠償の最高倍率である 3 倍すらも超過するものであり、余りに
も不合理な数字である。

本件発明 1 が、控訴人翔友会が輸入使用していた縫合糸製品に貢献してい
たといえるのは、支持体の部分のみであり、本件発明 1 の貢献度は極めて低
20 い。以上の点を踏まえれば、特許法 102 条 1 項 2 号に基づき損害額を算定
する場合の実施料率としては、どれだけ高く見積もっても、1%を超えない
というべきである。

6 消滅時効の成否（争点 7 に関し）

(1) 不競法違反

25 被控訴人の、控訴人翔友会、控訴人 Y 1 及び控訴人 Y 2 に対する不競法 4
条本文又は民法 709 条に基づく損害賠償請求に対して、民法 724 条第 1

文の消滅時効が適用される。

5 被控訴人主張の控訴人翔友会の営業秘密の不正開示行為、不正使用行為並びに控訴人翔友会及び控訴人医師らによる被控訴人主張の営業秘密の不正使用行為の継続及びこれによる被控訴人の営業上の利益の侵害の事実（不法行為の内容、損害の発生及び加害者）を、被控訴人はどんなに遅くとも2015年（平成27年）11月12日（平成27年（2015年）11月12日付通知書(3)（乙120の3）発送日）までに知ったといえる。

10 被控訴人主張の控訴人翔友会の営業秘密の不正開示行為、不正使用行為並びに控訴人翔友会及び控訴人医師らによる被控訴人主張の営業秘密の不正使用行為を被控訴人が知れば、被控訴人は、控訴人翔友会、控訴人Y1及び控訴人Y2に対する不競法4条本文又は民法709条に基づく損害賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度にこれを知ったといえる。

15 よって、被控訴人の控訴人翔友会、控訴人Y1及び控訴人Y2に対する不競法4条本文又は民法709条に基づく損害賠償請求権は、本件訴訟提起日の3年前の日より前の分について、原判決が損害賠償請求の対象期間とした平成25年（2013年）11月から平成28年（2016年）7月31日までの期間分も含めて、民法724条第1文により時効消滅している。

(2) 本件合意の違反に基づく損害賠償請求に対する消滅時効

20 被控訴人の控訴人翔友会、控訴人Y1及び控訴人Y2に対する本件合意の違反に基づく損害賠償請求に対して、改正法前商法522条本文の消滅時効（消滅時効期間は5年間）が適用される。

25 よって、本件合意の違反に基づく損害賠償請求権は、本件訴訟提起日（2019（令和元）年6月19日）の5年前の日（2014年（平成26年）6月19日）以前の分について、原判決が本件合意の違反による損害賠償請求の対象期間とした平成25（2013）年11月から平成26年（2014年）6月21日までの中の平成25（2013）年11月から平成26年

(2014年)6月19日までの期間分も含めて、上記商法522条本文により時効消滅している。

(3) 特許権侵害

被控訴人の本件訴訟の提起時から令和6年3月21日付け訴えの変更（請求の拡張）申立書の提出前までの期間において、被控訴人が裁判上の訴えとして控訴人らに対して特許権侵害に基づく損害賠償請求の対象期間として明示した期間は、平成28年（2016年）8月5日から本訴提起日である令和元年（2019年）6月19日までである（令和元年7月9日付け訴状の訂正申立書36頁第2段落）。

被控訴人は、令和6年3月21日付け訴えの変更（請求の拡張）申立書を提出するまでは、本訴提起日である令和元年6月20日（判決注：前記第2の3(1)のとおり、本訴提起日は令和元年6月19日であるが、この点に関する控訴人の主張においては、同月20日とされている。）の翌日である令和元年6月21日以降の期間分についての特許権侵害に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間の進行を停止させる措置を何ら行っていなかった。その間、被控訴人は、控訴人翔友会、控訴人Y1及び控訴人Y2による本件特許権1の侵害行為の継続及び損害の発生の各事実を知っていたことは明らかである。

被控訴人は、令和6年3月21日付け訴えの変更（請求の拡張）申立書をもって初めて令和元年6月21日から令和6年2月までの期間について特許権侵害に基づく損害賠償の対象期間としたところ、令和元年6月21日から、令和6年3月21日の3年前の日である令和3年3月21日までの期間の控訴人翔友会による控訴人製品1の輸入及び使用による本件特許権1の侵害を理由とする損害賠償請求権は、各行為から3年の経過をもって民法724条の消滅時効が成立している。

7 控訴人Y1及び控訴人Y2の責任（争点4に関し）

原判決は、不競法違反及び特許権侵害の損害賠償のいずれについても控訴人

Y 1 及び控訴人 Y 2 の個人責任を認めた。

しかし、不競法違反の点は控訴人翔友会と被控訴人の守秘義務合意が 1 年間
黙示の更新されたことを理由としているところ、控訴人 Y 1 及び控訴人 Y 2 に
5 おいて黙示の更新がなされていることを認識しておくことは不可能であり、個
人責任の基礎となる故意又は重過失は存在しない。

また、特許権侵害についても控訴人らは世界的企業であるレーサー社に縫合
糸製品の生産を一任していたにすぎないのであるから、仮に結果としてそれが
特許権侵害品であるとしても控訴人 Y 1 及び控訴人 Y 2 の個人責任が許容さ
れるほどの故意又は重過失は存在しない。

10 第 5 当審における控訴人らの主な補充主張に対する被控訴人の反論

被控訴人は、当審における控訴人らの主な補充主張（前記第 4）を争い、同
補充主張及び当審において取り調べた証拠を考慮するとしても、原判決の認定
判断は相当である旨主張する。被控訴人は、補正の上引用した原判決記載のと
おり、各争点について詳細な主張をしているが、当審における控訴人らの主な
15 補充主張（前記第 4）に対する被控訴人の反論の主なものは次のとおりである。

1 争点 6－1（控訴人翔友会が輸入又は使用していた製品）について

(1) 外部の認証等が確認できない控訴人製品 2 の輸入や使用は認められない。

また、控訴人翔友会がレーサー社に依頼して開発した縫合糸製品は、当初は
問題があったため、控訴人翔友会は大規模な集団医療過誤訴訟を提起された。

20 (2) 控訴人翔友会らは証拠保全において検証物提示命令を拒否しており、これ
によれば、被控訴人主張の事実を真実と認めることができる。

(3) 控訴人翔友会は A（C S 社）から縫合糸製品を輸入していた。また、本件
手帳に描かれた「縫合糸完成品の図」の構造は、本件図の構造と矛盾しない。

そして、縫合糸の写真（甲 2 4）に写されている縫合糸製品も本件図と整合
25 的である。そのため、本件手帳に描かれた製品と、縫合糸の写真（甲 2 4）

に写されている製品は、控訴人翔友会が A（C S 社）から輸入した製品と同

一である。

- 5 (4) 「Sh i p m e n t R e c o r d」(乙 9 5 の 3 ～ 6、乙 1 8 8 の 1) とともに提出された、アイレンズ社のインボイス (乙 9 6 の各枝番、乙 1 8 8 の 2)、コーマン社の航空貨物運送状 (乙 9 7 の各枝番、乙 1 8 8 の 3)、輸入許可通知書 (乙 9 9 の各枝番、乙 1 8 8 の 4)、運送会社の料金明細書 (乙 1 0 0 の各枝番、乙 1 8 8 の 5)、レーサー社による「C y l i n d e r」シリーズの製造履歴 (乙 1 0 1)、設計図 (乙 1 0 2)、写真 (乙 1 0 3)、原材料 (乙 1 0 4、1 0 5、1 6 4)、金型写真 (乙 1 0 7)、「F I R S T / L A S T P I E C E I N S P E C T I O N R E P O R T」(乙 1 8 2) については、いずれもそれ自体は控訴人翔友会が実際に輸入及び使用した縫合糸製品
- 10 製品の形状とは全く関連がなく、全て「Sh i p m e n t R e c o r d」(乙 9 5 の 3 ～ 6、乙 1 8 8 の 1) による紐づけを前提としなければその関連性を肯定する余地のないものばかりである。

特にレーサー社による「C y l i n d e r」シリーズの製造履歴 (乙 1 0 1)、設計図 (乙 1 0 2)、写真 (乙 1 0 3)、原材料 (乙 1 0 4、1 0 5、1 6 4)、金型写真 (乙 1 0 7)、「F I R S T / L A S T P I E C E I N S P E C T I O N R E P O R T」(乙 1 8 2) については、縫合糸支持体の金型や射出というごく断片的な工程 (例えば、縫合糸との結合などの組立工程に関するものを含んでおらず、縫合糸製品の製造記録でさえない。) に関する

15 任意作成資料であって、控訴人製品 1 の輸入及び使用を糊塗するためとあらばいくらでも自由に内容を調整して作出できる書類であり、信用性がない。

- 20 (5) 控訴人製品 2 は施術に耐える使用強度を有していない。

2 争点 5 - 5 (本件合意の期間満了による終了) について

本件合意は期限の定めのないものとして更新する旨の口頭又は黙示の合意が

25 成立しているが、少なくとも控訴人翔友会に対し被控訴人製品を供給していた平成 2 5 年 1 0 月までは、本件合意は有効に存続していた。

3 争点5-2（本件情報の営業秘密性）について

本件情報は、本件合意に基づき控訴人らに開示されたものであるが、本件合意の期間満了により直ちに営業秘密性を喪失するものではない。

4 争点6-2（損害の算定）について

[illegible]

被控訴人製品の売上は、２０１６年（平成２８年）から２０１７年（平成２９年）に減少しているが、その原因は控訴人翔友会が被控訴人製品を購入しなくなったことや、控訴人Ｙ２が名誉毀損を行ったことであるから、被控訴人に売上減少の責任はなく、２０１２年（平成２４年）から２０１３年（平成２５年）の限界利益をもって全期間の損害を認定すべきである。

第6 当裁判所の判断

1 当裁判所は、被控訴人の請求は、主文第2項掲記の限度で理由があり、その
 範囲で認容されるべきであるが、その余は理由がないからいずれも棄却すべき
 であると判断する。その理由は以下のとおりである。

2 争点 1－1（控訴人製品 1 の構成）について

(1) 原判決第４の１(1)の「事実認定」(原判決８９頁５行目ないし同１０２頁１４行目の前まで)について、次のとおり補正するほかは原判決の記載をここに引用する。

25 ア 原判決89頁6行目から同頁7行目までを次のとおり改める。

「前提事実（前記補正の上で引用した原判決第2の2）、原審において採用

された後掲各証拠（時機に後れた攻撃防御方法の却下がなされる以前に採用された証拠）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。」

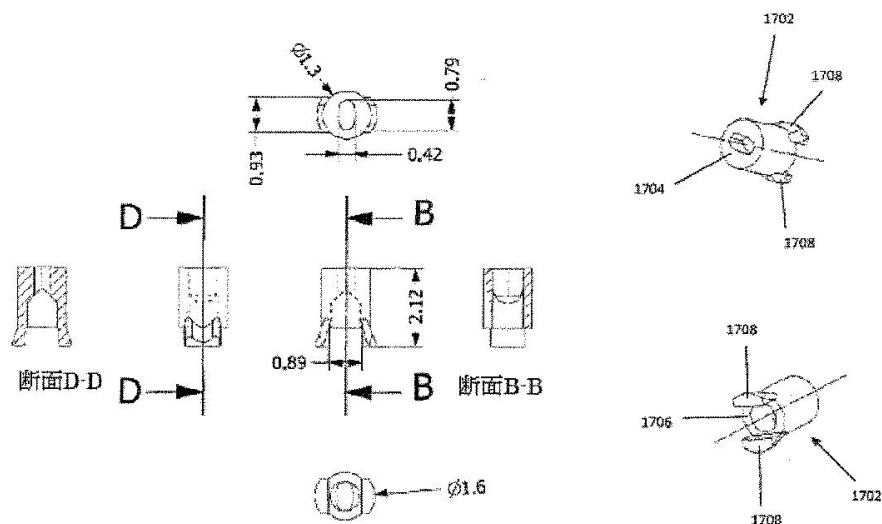
イ 原判決８９頁２５行目の末尾の次に次のとおり加える。

「被控訴人製品は、平成２５年３月頃、コーン等の改良を行った。」

ウ 原判決９０頁２行目の「これらの」を削り、同９７頁１６行目（記載は【図４】）の末尾の次を改行し、次のとおり加える。

「そのようなさらなる代替ストップの一例は、図１７～図１９に示すようなものである。図１７では、ストップ２０６は、翼付きストップ１７０２に置き換えられている。この翼付きストップ１７０２は、概ね円筒の形状を有する。しかし、翼付きストップは、それだけに限られるものではないが、立方体、円錐、球などの他の形状を有してもよいことが当業者には明白であろう。・・・（【００４２】）

図１８は、翼付きストップ１７０２の様々な断面図を示す。・・・（【００４４】）



【図１８】

エ 原判決９８頁８行目の「平成２８年９月２８日に入手した」を「平成２９年９月２８日に入手した（ただし、Ｆがこれを第三者に送付したのはそ

の前年である平成２８年の、３月２３日である。甲２６〔なお、被控訴人は同年５月２３日送付と主張する（令和７年１２月２６日付け被控訴人第４準備書面６頁等）が、甲２６（原文）には「Wed, Mar 23, 2016」との記載があり、２０１６年３月２３日は水曜日であるから、３月が正しいものと認められる。甲２６（訳文）の記載も同じ。〕〕と改める。

オ 原判決１０２頁４行目の「された（甲２４の１～２４の９）。」を「されたところ、押収された縫合糸支持体は４個であり、縫合糸支持体と縫合糸（短く切断された状態のもの）を連結した状態の縫合糸支持体は３個である（甲３〔訳文３９頁〕、甲２４の１～２４の９、甲５７〔訳文４３頁〕）。」と改め、同頁１３行目の末尾の次を改行し、次のとおり加える。

「サ 韓国における被控訴人の特許権（甲４）

被控訴人は、本件特許の関連特許として、韓国において以下の特許権を有している。

(ア) 特許第１１３２８４１号（以下「韓国第１特許」という。）

発明の名称：縫合糸

出願日：平成２３年６月２９日

優先権主張日：平成２３年３月７日

登録日：平成２４年３月２７日

(イ) 特許第１１８５５８３号（以下「韓国第２特許」という。本件基礎出願。乙１８）

発明の名称：結び目をつける作業が不要な縫合糸及びそれを含むキット

出願日：平成２３年１２月２７日

登録日：平成２４年９月１８日

(ウ) 特許第１３２６７６３号（以下「韓国第３特許」という。）

発明の名称：医療用の糸の挿入装置及びそれを備えた医療用の糸

の挿入施術キット

出願日：平成24年9月24日

登録日：平成25年11月1日

シ 韓国における特許権侵害・特許法違反事件等に係る動向

5

(ア) 特許法院（2018ナ1220特許権侵害禁止等事件等）2019年（平成31年）2月19日付け判決（甲3）

韓国第1ないし第3特許についての特許権侵害が問題とされていたところ、上記判決において、韓国第1及び第2特許は、進歩性欠如で無効と判断されているところ、同判決には次の記載がある。

10

a 『4. 原告の第3特許に基づく請求に対する判断

イ. 被告の製品生産

1)

. . . .

ホ) 一方、被告Gは、プラスチック射出成形メーカーであるチサン精工の代表Eを訪ねて行き、

15

『



20

』

のような形状の縫合糸支持体 . . . を紙に描いて見せながら、これを製造することができる金型及びサンプルの製作を依頼し、Eは . . . 製作を完了した後、これを用いて縫合糸支持体を生産して納品した。このように生産された縫合糸支持体の形状は、別紙1 目録の

25

第6項の参考写真の右図の写真のとおりである。

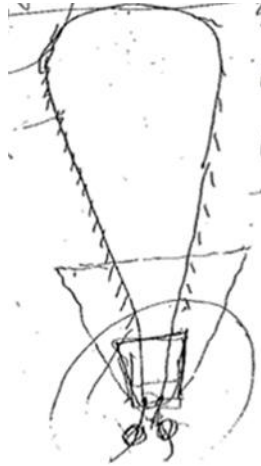
5 へ) 被告シーエスアイエンシー、A、Gは、2013年
 10月頃から2014年2月頃まで・・・製品を品川
 病院（以下、Y2が代表である日本国法人B e f i l
 e I n cを含む）に納品したが、・・・コーン（縫合
 糸支持体）は、シンガポールにあるアイサポート・・・
 を經由して品川病院に輸出する方法で納品した。・・・

10 2) 上記事実認定によれば、被告が国内で生産した製品
 は、・・・別紙1目録の第6項の参考写真の右側の写真
 のような形状の製品といえる。

 3) 一方、原告は、被告が国内で別紙1目録の第6項の参
 考写真の左側の写真のような形状の製品（円錐縫合糸支
 持体）も生産したという趣旨で主張する。

15 ・・・ソウル税関特殊調査課所属の公務員が201
 4年2月頃～3月頃、被告・・・の事務所を家宅捜査した
 結果、円錐縫合糸支持体4つを発見してこれを没収し、
 被告Aの手帳に下の[絵]のように円錐型縫合糸支持体に見
 えるものが描かれているという事実を認定することが
20 できるが、このような事実だけでは、被告らが国内で
 業として円錐型縫合糸支持体を製造したという事実を
 認めるに足りず、他に上記事実を認定する証拠がない。・・・

『



』(訳文 38 ないし 39 頁)

b 「別紙 1」の記載事項

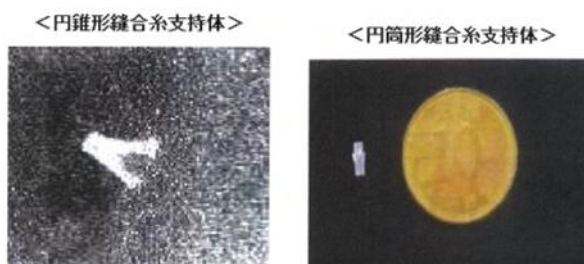
『

5

6. 縫合糸支持体

縫合糸の末端に結合されて縫合糸の移動を抑制する製品で、
上が切られた円錐形または円筒形であり、中空を備える下記
参考写真のような縫合糸支持体(コーン)製品。

参考写真



10

』(訳文 58 頁)

(イ) 特許法院 (2019ナ1869特許権侵害差止等事件等) 2020
年8月21日付判決 (甲57)

上記(ア)の判決は上告され、2019年(令和元年)10月17日
の大法院の判決で差戻しがされた。この判決 (甲57) は、その後

15

の判決であり、以下の記載がある。

『ホ．これに対し、原告と被告らが各敗訴部分に不服として上告を提起したところ、大法院は、・・・③被告 A 等が本事件カテーテルとハブ、縫合糸、縫合糸支持体の個別製品を生産し（ただし、被告 A 等が円錐形縫合糸支持体を業として生産したという原告の上告理由は受け入れられなかった）、・・・本事件第 6 項発明の特許権侵害も成立し、・・・。』（訳文 6 頁）

『被告 A は、被告 G に糸に刺を付けて納品するよう注文しており、被告 G は訴外株式会社 Pine Sutures から溶ける医療用糸を購入して直接、逆刺（とげ）を作り、イリム商社名義で被告 C.S.Inc. に納品した。上記のとおり生産された縫合糸の形状は別紙 1 目録の第 4 項の参考写真のとおりである。』（訳文 15 頁）

『被告らは、国内において別紙 1 の目録の第 1 ないし第 6 項に記載の製品である本事件カテーテル、プッシュロッド、天空手段、縫合糸、ハブ（別紙 1 の目録の第 5 項に記載の参考写真のうち、左側写真のような製品）、縫合糸支持体（円筒形縫合糸支持体）を生産していたところ、被告の A らは日本にある品川病院に販売し、皮膚のリフティング施術に用いられるようにする目的で被告 DUKWOO メディカル等の下請業者を通して本事件カテーテル及びハブを生産した』（訳文 17 ないし 18 頁）

『被告らは、①円筒形縫合糸支持体は、被告 G が顔面リフティング施術ではなく、お尻リフティング施術に関する個人的な実験のために E にその制作を依頼してたったの 1 回で 1, 000 個が生産されたに過ぎず、その材質も人体内に用いることができない・・・その直径・・・が本事件カテーテルの導管内径・・・及び本事件ハブ

5 の中空の内径・・・より大きいので、・・・本事件カテーテル及びハ
ブと一緒に用いることができない・・・主張する。・・・しかしなが
ら、・・・①実際に被告GはEを訪ねてスケッチ形式でとんがり帽子
の形の絵を描きながら当該製品の生産を委託するなど、円筒形縫合
糸支持体を生産しようと試みたが、通常、新しい部品を開発して最
終完成品を生産するまでは当該部品と一緒に用いられる他の部品
10 の大きさ等に合わせて試作品を補完する過程を経るものと見られ、
実際に被告Gは、HにP C H U B の生産を委託した後、Hが制作
したP C H U B の大きさが大きいという理由でHに対して金型
の図面の修正を求めたこともあるところ、円筒形縫合糸支持体も同
じように最終完成品を生産するまでEにP C H U B 等の他の部
品の大きさ等に合わせてその大きさ等を補完した可能性が高い点、
②Eは、関連刑事事件の捜査手続きにおいて被告Gから依頼を受け
た製品を生産して納品して、その製品の生産と関連する金型に『と
15 んがり帽子』と表示したこともある点、③・・・⑦・・・被告Aの
弁護人の上記主張も受け入れがたい点等に照らせば、・・・被告A等
が円筒形縫合糸支持体を生産したとみるのが妥当』（訳文18ない
し21頁）

20

『ソウル税関特殊調査と所属公務員らが2014年2月頃から2
014年3月頃の間、被告Aらの事務所を家宅搜索した結果、円
錐形縫合糸支持体4個を発見し押収し、被告Aの手帳に（判決注：
上記(ア) a 4. イ. 3）の絵）と同じ円錐形縫合糸支持体とみられる
製品が描かれていて、Iらが被告A、Gの事務所を家宅搜索した結
25 果、円錐形縫合糸支持体と縫合糸が連結された形態の製品3個を発

見した事実は認めるが、上記で認めた事実と原告が差戻後に同法院に追加提出した証拠だけでは被告Aらが国内で業として円錐形縫合糸支持体を生産した事実を認めるには足りず、ほかにこれを認める証拠がない』（訳文43頁）

5

『別紙1 実施製品目録

・・・

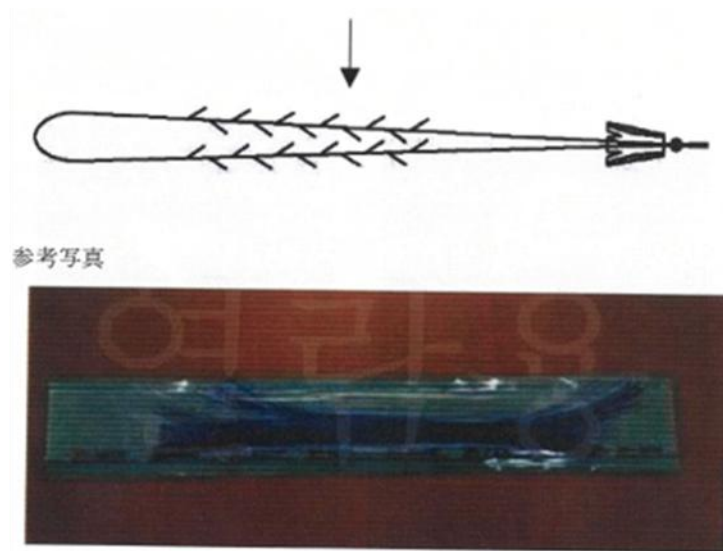
4. 縫合糸

表面に傾斜して突出した逆刺が形成されている下記参考図面および参考写真と同様の糸。

10

参考図面

逆刺（とげ）



』（訳文61頁）

15

(ウ) ソウル中央地方法院2021年12月23日判決、特許法違反等被告事件（甲85）

『認定事実

・・・

5 被告人Aは、2013.10.頃、品川病院からカニューレ、
スターター等の納品注文を受け、被告人Gに縫合糸等の製造を依
頼し、2013.11.6.頃から2014.1.23.頃まで
別紙1記載のとおり製品を生産して販売した（以下、『被告人ら生
産製品』という）。被告人ら生産製品の形状は別紙4記載（縫合糸
支持体は円筒形縫合糸支持体）のとおり（判決注：円筒形縫合糸
支持体の形状の写真は、上記(ア)の末尾の参考写真のうちの右側写
真のとおり。）。』（訳文6頁）

10 『差戻し後の控訴審〔特許法院・・・〕は・・・カテーテルとハブ
に縫合糸と縫合糸支持体（円筒形縫合糸支持体）のすべて、又はそ
のうちの一つを組み合わせた製品は、本件第1項発明を侵害し
て・・・カテーテル、ハブ、縫合糸、縫合糸支持体（円筒形縫合糸
支持体）の個別製品は、本件第6項発明を侵害すると判断して、・・・
15 これに対する上告審〔大法院 2020ダ268302〕は202
1.1.14に上告棄却判決を宣告して、・・・控訴審判決は・・・
確定された。』（訳文6頁）

ス ドクウ・メディカル社製製品の控訴人翔友会への輸出

20 被控訴人が弁護士法23条の2に基づき入手した控訴人翔友会に係
る医療機器輸入報告書（甲103の2）には、平成25年12月6日、
同月13日、同月25日、同月27日及び平成26年1月23日、同
年2月14日などに、ドクウ・メディカル社製のカニューレ（100
ml、45ml）及びスターターを控訴人翔友会が輸入した記録があ
る。

25 セ 控訴人翔友会の輸入した縫合糸（原審において採用した証拠の範囲）
(ア) 控訴人翔友会は、2015年（平成27年）5月6日に医師2名

宛て、同月 13 日に医師 5 名宛てに、1 名当たり 500 個の、シリンダーを『Cylinder6』とする縫合糸を輸入した（乙 88 の 2）。

(イ) 控訴人翔友会は、アイレンズ社を通じ、2023 年（令和 5 年）1 月 15 日から 2024 年（令和 6 年）1 月 16 日まで、製品名を『Amore Lift』ないし『Super Amore Lift』と称し、シリンダーを『Cylinder 18』とする縫合糸を輸入した（乙 95 の 3、96 の 2・4）。」

(2) 上記(1)のとおり、原審において採用された後掲各証拠（時機に後れた攻撃防御方法の却下がなされる以前に採用された証拠）によれば、補正の上で引用した原判決第 4 の 1 (1) の事実が認められるものであり、原審における審理の経過に鑑みて、まず、原審において提出された証拠に基づき、争点 1－1（控訴人製品 1 の構成）について検討する。

原判決は、「A の供述・・・を踏まえると、被告翔友会は、A の経営する CS 社を通じて組立前の縫合糸ないし縫合糸支持体を輸入していたものと認められる」とし、「被告翔友会は、CS 社、レーザー社及びアイサポート社ないしアイレンズ社を通じて、本件図及び訴外特許出願によってその構成が特定される被告製品 1 を輸入及び使用していたものとみるのが相当である。」とした（原判決第 4 の 1 (2)）。

しかし、韓国において確定した特許権侵害訴訟の判決においては、A、G らの供述、上記(1)で補正の上で引用した原判決第 4 の 1 (1) エ及びコの、ソウル税関の捜査報告書や、手帳の記載（甲 23）及び押収された支持体の写真（甲 24）等の各種捜査状況を踏まえた上で、同(1)シ(ウ)のとおり、韓国において生産され実際に控訴人翔友会に輸出した製品と認定されたのは、円錐形縫合糸支持体ではなく、円筒形支持体を用いたもののみであった。すなわち、A、CS 社らが、円筒形縫合糸支持体のみではなく円錐形縫合糸支持体も生産していた旨の主張については、ソウル税関特殊調査課所属の公務員が CS

社等を家宅捜査して円錐形縫合糸支持体を押収し、また、Aの手帳に記載された図から円錐形縫合糸支持体に見えるものが描かれていることが認められるものの、それらはAらが業として円錐型縫合糸支持体を製造していたと認めるに足りる事実とはいえず、他に証拠もないことから、円錐形縫合糸支持体
5 体をAらが業として生産していたことを否定する判断がされている。そして、上記判断は、証拠に照らして相当なものと認められる。

そうすると、Aの供述を含め上記(1)で補正の上で引用した原判決第4の1
(1)記載の証拠を踏まえても、縫合糸支持体が円錐形である原判決別紙控訴人
10 製品1を、Aらが輸出し、これを控訴人翔友会が施術に使用したことを裏付けるに足りる証拠はないことになる。

そして、原判決が挙げる訴外特許出願（甲27）及び本件パンフレット（甲
25、99）（補正の上で引用した原判決第4の1(1)オ及びカ）についてみて
も、そもそもこれらは、いずれも被控訴人が本件特許権1の侵害に係る期間
15 として主張する平成28年8月5日以降に係るものではなく、訴外特許出願は平成27年3月の出願時点の、本件パンフレットは、Fが第三者に送付した平成28年3月における状況を示すものにすぎない上に、訴外特許出願においてストッパとして示されているものは、段落【0042】の記載及び図
18に示されるように、必ずしも円錐形縫合糸支持体を指すものではなく、
20 円筒形縫合糸支持体も含まれることが明らかであることに加え、本件パンフレットの記載も、実際の製品を詳細かつ正確に示すものとはいえないから、控訴人翔友会が平成28年8月5日以降に輸入ないし施術に使用したものが、控訴人製品1であることを示す証拠は、原判決が挙げたもののうちには存しないことに帰する。

さらに、原審で提出された証拠を更に検討しても、補正の上で引用した原
25 判決第2の2(8)のとおり、平成28年8月になされた第1次輸入差止め申立

ては取下げで終了し、いかなる製品が対象になっていたかについては証拠上不明であり、同(9)のとおり、第2次輸入差止め申立ての対象製品は控訴人製品2であるから、結局のところ、被控訴人が侵害期間として主張する間に、控訴人製品1が控訴人翔友会により輸入され施術に用いられたことを積極的に認定できる証拠は存しない。

また、上記(1)で補正の上で引用した原判決第4の1(1)クの輸入報告書に「Face Up」との製品名が記載されているとしても、それが直ちに控訴人製品1の構成を有していると認めるに足る証拠もない。

この点につき、原判決は、控訴人製品2の形状等を認定するに当たり、その設計図は乙13のとおりであるとの認定をしているところ（原判決第4の4(1)ア(イ)116頁）、同設計図には「Cylinder 14」、2016年（平成28年）5月5日に作成されたとの記載があるから、控訴人製品2の存在を認定する以上、控訴人製品2がいつからいつまで控訴人翔友会において施術に用いられたのか等を認定し、それを踏まえた上で控訴人製品1に係る適正な損害額を認定する必要がある。この点、原判決は第4の18(1)イ(ウ)において、平成29年4月18日の出荷先記録として、控訴人翔友会所属の医師が「Cylinder 14」を用いた縫合糸を輸入した事実を認定している（原判決165頁18行目ないし23行目）。

その一方で原判決は、「確かに、被告翔友会は、被告製品2やシリンダー6などとの名称の製品を輸入していたことは一応うかがわれる。もっとも、『Face Up』として被告翔友会が輸入していた製品が被告製品2など被告製品1とは異なる製品であることを裏付ける的確な証拠はない。」（原判決176頁7行目ないし10行目）とするが、原審が時機に後れた攻撃防御方法に当たるとして却下した証拠には、これを立証する趣旨のもの（例えばCylinder 14についての輸入時期や個数、複数のテスト結果等の記載のある乙95の2、Cylinder 14を用いた縫合糸について、『Face Up』の製品名が記載されている

乙 9 5 の 6 など) が含まれている。

さらには、原判決は、令和 6 年 2 月までを侵害期間とするのであるから、補正の上で引用した原判決第 4 の 1 (1)セのとおり、製品名を「Amore Lift」ないし「Super Amore Lift」として輸入されたものと控訴人製品 1 との異同についても検討する必要がある、更にこれらが直ちに『Face Up』を製品名とする控訴人製品 1 と同様のものであるか否かについても検討する必要がある。これは、原審において採用した証拠から輸入の事実が認められ、原判決もその輸入の事実の存在がうかがわれるとした「Cylinder6」を用いた縫合糸についても同様である。それにもかかわらず、これらについての認定は原判決においてはなされていない。

そうすると、原審における審理の経過に鑑み、原審で提出された範囲の証拠によって検討しても、原判決の控訴人製品 1 の構成に係る認定を直ちに維持することはできないこととなるから、原審において認定され、被控訴人においても不服を申し立てていない控訴人製品 2 について本件訂正発明 2 の技術的範囲への属否をみた上で、本件各特許の無効理由の有無につき検討し、さらに、原審が時機に後れた攻撃防御方法に当たるとして却下し、当審において提出された証拠も含め、控訴人製品 1 及び 2 (控訴人各製品) を含む控訴人の製品の構成について、再検討する必要がある、これは後記 5 (争点 6 - 1 (控訴人翔友会が輸入又は使用していた製品)) において行う。

- 3 争点 1 - 4 (控訴人製品 2 の本件訂正発明 2 の技術的範囲への属否)、争点 2 - 1 (本件特許 1 のサポート要件違反)、争点 2 - 2 (乙 4 7 発明 1 又は 2 に基づく本件発明 1 の新規性欠如)、争点 3 - 7 (乙 4 7 発明 3 に基づく本件訂正発明 2 - 2 の新規性欠如)、争点 2 - 3 (乙 3 4 発明等に基づく本件発明 1 の無効理由の有無)、争点 2 - 4 (乙 3 6 ~ 3 8 発明に基づく本件発明 1 の進歩性欠如) 及び争点 3 - 1 (本件特許 2 の訂正要件違反)、3 - 2 (本件特許 2 のサポート要件違反)、3 - 3 (実施可能要件違反)、3 - 4 (補正要件違反)、3 - 5 (本

件訂正発明 2 の明確性要件違反)、3 - 6 (乙 1 1 発明等に基づく本件訂正発明 2 の進歩性欠如) について

原判決第 4 の 4 ないし 1 2 (原判決 1 1 5 頁 1 1 行目ないし 1 4 8 頁 2 行目) については、当審における当事者の主張も踏まえ、次のとおり補正するほかは、
5 原判決の記載をここに引用する。

(1) 原判決 1 1 8 頁 9 行目の末尾の次を改行し、次のとおり加える。

「エ 訴外特許出願 2

控訴人 Y 1 らは、訴外特許出願 2 を行い (乙 1 5)、設定登録 (特許第
6 3 4 2 9 6 4 号) を受けた。」

10 (2) 原判決 1 2 0 頁 1 6 行目の「講習」を「公衆」と改める。

4 争点 2 - 1.5 (本件発明 1 - 2 及び 1 - 3 のサポート要件違反の無効理由の追加主張) について

本件発明 1 - 2 及び 1 - 3 のサポート要件違反の無効理由の有無についての判断は、以下のとおりである。

15 (1) サポート要件の判断基準

特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであるか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載又はその示唆により当業者が当該発明の課題を解決でき
20 ると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきである。

(2) 本件明細書の記載

本件明細書には、前記 3 (1) で引用した原判決第 4 の 2 (1) の記載 (特に段落
25 【0 0 0 1】、【0 0 0 3】、【0 0 0 4】、【0 0 0 7】、【0 0 0 8】、【0 0 2 1】及び【0 0 2 9】) のほか、以下の記載がある。

「また、縫合糸の一方の末端に具備された縫合糸支持体は、縫合がほどけないようにする結び目の役割を行うだけではなく、縫合やリフティングを実施しながら、糸を引っ張るときに、縫合体支持体の下側末端に形成された切開された部分または開いた間隙によって、縫合体支持体が動かないように位置がしっかりと固定される。従って、リフティング効果を安定して長く持続させる。」（段落【００２５】）

(3) サポート要件違反の有無についての判断

本件明細書の記載や技術常識に基づいて、本件発明１が「結び目工程が不要な縫合糸を提供すること」との原判決が認定した課題２（補正の上で引用した原判決第４の５（原判決１１９頁））を解決できると当業者が認識できるのであれば、それらの発明はサポート要件を満たすといえる（なお、控訴人らは、原判決が認定した課題２の認定については争っていない。）ところ、本件明細書の段落【００２５】に縫合糸支持体が結び目の役割を行う旨が記載されていることを踏まえると、上記課題２は、縫合糸の一方の末端に縫合糸支持体を具備することを課題解決手段として、縫合糸支持体が従来技術で用いられた結び目の役割を行うことにより従来技術の結び目工程が不要となり解決されると解するのが相当である。

本件発明１における上記の課題解決手段の具体化についてみると、本件発明１の構成要件１－２Ｄ又は１－３Ｄにおいて、縫合糸が縫合糸支持体の上側末端部から下側末端部へ連結孔を貫通し、第２末端において閉じた形状を形成すること、が規定されており、これらの構成要件によって縫合糸の一方の末端に縫合糸の結び目を用いて縫合糸支持体を具備することが特定されていると認められる。

以上のことを踏まえると、本件発明１は、いずれも、上記課題２を解決する手段である縫合糸の一方の末端に縫合糸支持体を具備することが特定されているものであって、そのような特定により上記課題２を解決し得るものと

当業者が認識することができるといえ、サポート要件を満たすものといえる。

(4) 控訴人らの主張に対する判断

控訴人らは、縫合糸支持体の形状を何ら特定していない本件発明 1 においては、結び目の直径を超える連通孔を備える円筒形状の支持体も含み、上記課題 2 を解決できないものを含むことから、サポート要件違反となる旨を主張する。

しかし、本件特許 1 において、前記(3)の検討及び本件明細書の段落【0021】の記載を踏まえれば、結び目工程が不要との上記課題 2 は、連通孔を有する支持体と連通孔を貫通する縫合糸を用い、縫合糸に結び目を設けることにより縫合糸支持体を縫合糸に結合する構造とすることで、施術後の縫合糸に結び目をつくる工程が不要であることを意味すると理解されるところ、このような構造において縫合糸支持体と縫合糸が結合するか否か（縫合糸が縫合糸支持体の連通孔から抜けるか否か）は、本件明細書の段落【0021】の記載や孔径よりも大きな物体は孔を通れないといった自明な事項を踏まえれば、結び目の大きさと連通孔の孔径の大小関係のみにより決まることは明らかである。また、縫合糸支持体の形状と連通孔の孔径に相関関係（例えば、縫合糸支持体の径が小さい位置で連通孔の孔径が小さくなる）があるといった事情や、「切頭円錐状または切頭角錐状の形状」が結び目と連通孔の大小関係を規定していると解される事情は見られない。

したがって、本件発明 1 において縫合糸支持体の形状が特定されていないことを前提として、それらの発明では「結び目工程が不要な縫合糸を提供すること」との課題 2 が解決できないものを含むとする控訴人らの主張に理由があるということとはできない。

なお、本件発明 1 では、結び目が縫合糸支持体の上側末端部の孔径よりも大きいことは特定されていないところ、本件明細書の記載から本件発明 1 における結び目が縫合糸の縫合糸支持体からの抜けを防止することを目的とし

て設けられるものといえることを踏まえれば、結び目は連通孔から抜けない程度のものであることは明らかである。そうすると、本件発明１において結び目の大きさが規定されていないとしても、サポート要件を満たさないということはできない。

したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。

５ 争点６－１（控訴人翔友会が輸入又は使用していた製品）について

(1) 原判決第４の１８(1)の「事実認定」(原判決１６３頁２０行目ないし同１７３頁１８行目)については、原判決１７２頁１３行目ないし１４行目の「新メニュー「美肌アモーレリフト」」を「新メニュー『美肌アモーレリフト』」と改めるほかは、原判決の記載をここに引用する。

(2) 原判決第４の１８(2) (原判決１７３頁１９行目ないし１７６頁１６行目)を次のとおり改める。

「(2) 控訴人翔友会において用いられた縫合糸製品について

原審において時機に後れた攻撃防御方法に当たるとして却下された証拠を含め、改めて検討すると、控訴人各製品を含む控訴人の縫合糸製品について、証拠及び弁論の全趣旨により、以下の事実が認められる。

ア 本件各特許が登録に至る以前（侵害期間以前）の、平成２５年１１月から平成２６年１月頃までの控訴人らの製品

(ア) 韓国において、Ａの依頼を受けて縫合糸支持体の製造を担当したのはイリム商事のＧであるところ、Ｇは、チサン精工の代表Ｅと２０１３年（平成２５年）５月ないし６月頃に初めて出会い、同年８月下旬頃、ＧはＥに縫合糸支持体の大量生産のための金型の製造を依頼した。その際に示した手書きの絵は、下記左側のとおりであり、円筒形である（甲３５〔Ｅの２０１４年７月１８日作成の陳述書〕）。この絵を見たＥがＧに提示した金型のＣＡＤ図（既にＥが所持していた、これと似た図）は下記右側のとおりであり、円筒形である（甲

36)。

李ドンス氏が依頼した絵



(左側につき甲35、右側につき甲36から抜粋)

5 Eは、金型の長さを少し長くし、幅の切れ目を少し埋めた後、2013年（平成25年）9月始めに契約金500万ウォンを受け取り、金型が完成し、これをGに伝えたのは同月20日頃であるとしている（乙108の2の6頁）。この点につき、押収されたAの手帳には、同月22日にハブ、コーンの金型完成予定と記載されている
10 （甲123の2〔ソウル税関捜査報告書〕の2頁、乙126〔Aの手帳〕の44頁）。

Aは、2013年（平成25年）10月16日にこれらを用いた縫合糸製品のサンプルを携帯してシンガポールに持って行き、同月24日、アイサポートと同製品の購入に関する契約を締結した（乙123の2〔韓国刑事控訴審判決〕の2頁、乙141）。
15

補正の上で引用した原判決第4の1(1)シ(ア)の韓国特許法院判決（甲3）によれば、Aらがシンガポールに輸出した縫合糸支持体の個数及びその輸出時期につき、2013年（平成25年）10月16日から2014年（平成26年）1月23日にかけて合計13万1900個の縫合糸支持体をシンガポールに輸出したとされている
20 （甲3の52頁から53頁）。これによれば、2014年（平成2

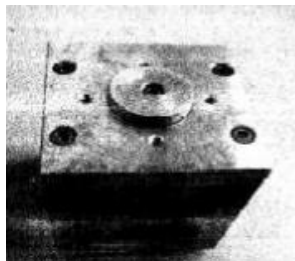
6年) 1月の輸出個数は合計4万個である。そして、これに沿う形でのドクウ・メディカル社製のカニューレ及びスターターについての控訴人翔友会の輸入の記録がある(前記2(1)(補正の上で引用した原判決第4の1(1)ス))。

5

(イ) 被控訴人は、2014年(平成26年)2月28日、控訴人Y2がAらと共謀して特許権侵害をしたとして、控訴人Y2を刑事告訴した(乙142)。

10

同年3月7日、CS社にソウル税関の捜索が入り、支持体が押収された(甲22、24)。この支持体は円錐形であるが、その金型は見当たらない(甲13)。同年7月18日にチサン精工から押収された金型(下左側写真)で射出した縫合糸支持体サンプル(5個)の形状は円筒形(下右側写真)であり、被控訴人製品(特許製品)とは異なっていた。(甲33、34、乙110の1及び2)。



15

また、同日付けソウル中央地方検察庁の捜査報告書によれば、前記Aから押収した支持体と被控訴人製品の支持体とは同一の物とは見難いとして写真6部が添付されている(乙124の2)。

20

(ウ) ところで、縫合糸支持体とは別の構成部品であるハブにつき、GがHに金型の修正を依頼し、2回にわたり修正を行った(乙146の2)とされ、縫合糸支持体についても、Eが金型を修正することに対する作業費500万ウォンを請求して、これを実際に受領している(乙108の2)と認定されていることから、Eは、金型を修

正したものと認められる。そうすると、押収された支持体の金型から射出されたサンプルと、実際に生産輸出された支持体の大きさが同じであったのかは問題となる。

この点につき、補正の上で引用した原判決第4の1(1)シ(イ)の韓国特許法院判決（甲57）によれば、Gらは円筒形縫合糸支持体を生産しようと試みたが、通常、新しい部品を開発して最終完成品を生産するまでは当該部品と一緒に用いられる他の部品の大きさ等に合わせて試作品を補完する過程を経るものとみられ、実際にGは、HにPC HUBの生産を委託した後、Hが制作したPC HUBの大きさが大きいという理由でHに対して金型の図面の修正を求めたこともあるところ、円筒形縫合糸支持体も同じように最終完成品を生産するまでEにPC HUB等の部品の大きさ等に合わせてその大きさ等を補完した可能性が高いとされ、修正後の金型によって縫合糸支持体が生産されたものと判断されており、この判断は、合理性があり、相当と認められる。そうすると、押収された支持体の金型から射出されたサンプルと、実際に生産輸出された支持体の大きさは同じであったと認められる。

(エ) 上記(ア)ないし(ウ)の事実によれば、AはEが製造した縫合糸支持体の金型から生産された縫合糸支持体をサンプルとしてシンガポールに携帯して持って行きアイサポート社との合意を成立させ、その後その円筒形の金型を用いて縫合糸支持体を生産し、前記のと通りの個数を輸出したことが認められる。

そうすると、Gが依頼しEが製造した円筒形金型を用いて製造された縫合糸支持体が、Aによりサンプルとして用いられ、これを基にアイサポート社との取引が成立し、その後、当該円筒形金型を用

いて縫合糸支持体が大量生産され、控訴人らのいう韓国製品として輸出されたものと認められる。

以上によると、CS社（Aら）が生産・輸出した縫合糸製品（控訴人らの主張する韓国製品）の縫合糸支持体の形状は円筒形であり、切頭円錐状の支持体を構成要素（原判決別紙控訴人製品1説明書1の1e）とする控訴人製品1には該当しないものと認められる。

イ 平成26年2月頃から、平成28年9月初旬頃まで

(ア) 上記のとおり、控訴人らの製品は、前記輸出に係る認定のとおり、平成26年1月頃までは、Aが輸出した縫合糸支持体を使用していたものとみられるが、平成26年（2014年）2月以降、前記のと通りの韓国における裁判手続の影響もあってドクウ・メディカル社からの入手も困難になったことなどから、控訴人翔友会は、縫合糸製品をレーサー社から入手することとした。詳細は不明な期間があるが、その後、2014年（平成26年）12月2日に作図された円筒形の縫合糸支持体である **Cylinder** を使用した縫合糸製品を輸入し、その後、2015年（平成27年）1月以降、下記 **Cylinder6** を用いた製品を使用するようになった。

(イ) 縫合支持体に **Cylinder6** を用いた縫合糸製品（乙72、102。2015年（平成27年）1月28日作成。控訴人製品1''）

縫合糸支持体の形状は、下記図面（乙72）及び写真（乙103）のとおりである。補正の上で引用した原判決第4の1(1)オのとおり、訴外特許出願の図18と、下記乙72記載の図の縫合糸支持体は同一形状である。

(省略)

5

(省略)

10

15

また、上記のと通りの形状である **Cylinder6** について、レーザー社の記録によれば、高さ 2. 1 2 ミリ、径 1. 3 ミリなど、上記図面に記載された大きさのとおり製造されたか否かの検査が行われたことが認められる（乙 1 8 2、1 ないし 2 2 頁）。

20

この **Cylinder6** を用いた縫合糸製品（控訴人らの主張する控訴人製品 1'）は、製品名を「**Face Up**」とするものであり、その縫合糸を含めた形状は、ループ型であり、訴外特許出願の明細書の図 2（本件図）の形状である（令和 7 年 6 月 1 3 日付け控訴理由書(1) 1 6 頁）。

25

なお、平成 2 8 年 8 月 2 9 日に申し立てられた第 1 次輸入差止め

申立ては取下げで終了しており、対象としていた具体的な製品や疎明の内容等の詳細は不明である。

この Cylinder6 を用いた縫合糸製品は、2015年（平成27年）5月頃には輸入されていたが（乙88の2）、平成28年7月8日（出荷準備日）から同年9月1日までの間に輸入された縫合糸製品（控訴人製品1'）。原審における令和6年4月30日付け被告ら第26準備書面別紙被告製品輸入一覧415番ないし476番（136頁ないし137頁）、当審における令和7年6月13日付け控訴理由書(3)別紙控訴人翔友会がレーサー社から輸入した縫合糸製品一覧表415番ないし476番。乙95の2、32頁ないし36頁）について、これらの pull test result は 1.70 ないし 2.20 である。なお、この pull test result は、出荷毎に各ロット番号のサンプルを対象として、糸の端から引っ張った時に糸が切れるのに必要な力を kgf. で表した糸の引張強度試験結果である（乙169の2、3頁）。

ウ 平成28年9月頃以降、平成30年12月頃までの間

上記期間における控訴人らの縫合糸製品は、Cylinder14（乙13、102。2016年（平成28年）5月5日作成）を用いたものである。

2016年（平成28年）9月頃から2018年（平成30年）12月頃にかけて生産輸出された縫合糸製品の製品名は「Face Up」で、同期間に生産されて輸出された縫合糸製品は、下記図面（乙102）及び写真（乙103）のとおり、支持体に Cylinder14 を使用して、1本の縫合糸の中心部分で支持体を Cylinder14Pin（乙102中に「CYLINDER 14 PIN」として図示されている。）を用い固定して施術に用いるものである。

Cylinder14 の完成を受けて、アイサポート社は、2016年（平成

28年) 8月16日に乙15の特許の基礎出願(シンガポール)を行うとともに、同年9月6日に日本において前記基礎出願に係る優先権を主張して、乙15に係る特許出願(以下、「訴外特許出願2」という)を行った。

5 訴外特許出願2は、控訴人製品2に係るものであり、訴外特許出願2の特許公報の明細書の図3と乙13とは同一である。また前記のとおり縫合糸を折り返して使用しており、外形は「折返し型」である。

10 こうした特許出願の経過や、Cylinder14を用いた縫合糸の形態については、補正の上で引用した原判決第2の2(8)の第1次輸入差止め申立てにおける控訴人翔友会らによる平成28年9月12日提出の意見書の記載内容(乙30の1)と整合し、同意見書に添付の写真(乙30の2、乙31の1(資料8)・2)に撮影されているものは、Cylinder14を用いた縫合糸である控訴人製品2(原判決第4の4(1)ア(ア)、同116頁写真)と同じものとみられ、控訴人製品2に相当する製品であると認められる。

15 下記のと通りの形状であるCylinder14について、レーサー社の記録によれば、径1.6ミリなど、下記図面に記載された大きさのとおり製造されたか否かの検査が行われたことが認められる(乙182、23ないし46頁)。また、これを支えるCylinder14Pin(縫合糸を通した後に、下記図面に示された穴に差し込んで固定する部材)についても同様に検査の記録がある(乙182、47ないし109頁)。

20 訴外特許出願2は、発明者をFと控訴人Y1とし、アイサポート社から出願され、平成30年5月25日に特許登録がされた(乙15)。

(省略)

5

(省略)

10

15

エ 平成31年1月頃以降

20

25

(ア) 平成31年(2019年)1月以降の、前記 Cylinder6 の輸入は、
2019年(令和元年)10月29日(出荷準備日基準。以下同じ。)、
同年11月28日、同年12月14日、2020年(令和2年)1
月15日及び同月29日、同年2月4日、同年3月3日、同年6月
4日ないし7日、2021年(令和3年)9月1日及び同月28日、
同年10月21日及び同月26日、同年11月10日、同月16日
及び同月29日、同年12月8日分であるところ(当審における令
和7年6月13日付け控訴理由書(3)別紙控訴人翔友会がレーザー社
から輸入した縫合糸製品一覧表1430番等。乙95の2。)、これ
らの pull test result は 3.75 ないし 4.95 であり、製品名は、「Super

AMORE-Lift」である。

上記のとおり、この pull test result は、出荷毎に各ロット番号のサンプルを対象として、糸の端から引っ張った時に糸が切れるのに必要な力を表した糸の引張強度試験結果であるから、この時期に輸入された縫合糸製品は、控訴人製品 1'' (pull test result の結果は 1.70 ないし 2.20) とは別の縫合糸を用いたものと認められ、この製品は縫合糸 1 本タイプであるとの控訴人らの主張と整合する。この縫合糸が 1 本の縫合糸製品は、「2 本の縫合糸」からなる（構成要件 1－1 D、1－2 D、1－3 D）ものではないから、本件発明 1 の構成要件を充足しない。

(イ) Cylinder15B (乙 1 0 2。2 0 1 6 年 (平成 2 8 年) 5 月 5 日作成)

この縫合糸支持体の形状は、下記図面 (乙 1 0 2) 及び写真 (乙 1 0 3) のとおりであり、折り返し型の縫合糸支持体製品である。

下記のと通りの形状である Cylinder15B について、レーサー社の記録によれば、径 1. 3 ミリなど、下記図面に記載された大きさのとおり製造されたか否かの検査が行われたことが認められる (乙 1 8 2、1 1 0 ないし 1 2 3 頁)。

(省略)

(省略)

5

この Cylinder15B は、上記のとおり縫合糸は折り返され、縫合糸が「結び目を有」する（構成要件 1－1D、1－2D、1－3D）ものではないから、本件発明 1 の構成要件を充足しない。

10

(ウ) Cylinder18（乙 102。2019 年（平成 31 年）3 月 26 日作成）

この縫合糸支持体の形状は、下記図面（乙 102）及び写真（乙 103）のとおりであり、図面に示された形状及びサイズは令和 4 年 3 月 18 日付け「手術用拳上糸の形状等に関する事実実験公正証書」（乙 187）の「本件製品 2」（LOT. 21C11R296 EXP. 18 JUN 22）と同じである。

15

(省略)

20

25

(省略)

5

上記のとおり形状である Cylinder18 について、レーザー社の記録によれば、径 1.32 ミリなど、上記図面に記載された大きさのとおり製造されたか否かの検査が行われたことが認められる（乙 182、124 ないし 203 頁。なお、検査項目が増えている。）。

10

この Cylinder18 も、上記のとおり縫合糸は折り返され、縫合糸が「結び目を有」する（構成要件 1-1D、1-2D、1-3D）ものではないから、本件発明 1 の構成要件を充足しない。

(エ) Cylinder6A（乙 102。2020 年（令和 2 年）7 月 16 日作成）

15

図面に示された形状は令和 4 年 3 月 18 日付け「手術用拳上糸の形状等に関する事実実験公正証書」（乙 187）の「本件製品 1」（LOT. 221A6E019 EXP. 10 OCT 22）と同じであるが、逆 U 字型のくぼみの内側の幅について若干サイズが異なる。

20

Cylinder6A の輸入は、2022 年（令和 4 年）1 月 14 日（出荷準備日基準。以下同じ。）、同年 2 月 16 日、同年 3 月 23 日、同年 4 月 19 日、同年 5 月 17 日、同年 6 月 14 日、同年 7 月 13 日、同年 8 月 3 日、同年 9 月 1 日及び同月 22 日、同年 10 月 18 日、同年 11 月 9 日、同月 15 日、同月 23 日及び同月 29 日分、同年 12 月 22 日、2023 年（令和 5 年）2 月 2 日及び同月 28 日分、同年 3 月 15 日及び同月 23 日、同年 4 月 12 日、同年 5 月 11 日、同年 6 月 13 日、同年 7 月 5 日及び同月 25 日、同年 8 月 8 日、同年 9 月 21 日、同年 10 月 18 日、同年 11 月 15 日並びに同年 1

25

2月4日分であるところ（当審における令和7年6月13日付け控訴理由書(3)別紙控訴人翔友会がレーザー社から輸入した縫合糸製品一覧表2026番等。乙95の2）、これらの pull test result は 4.55 ないし 4.95 であり、製品名は、「Super AMORE-Lift」である。

5 上記のとおり、この pull test result は、出荷毎に各ロット番号のサンプルを対象として、糸の端から引っ張った時に糸が切れるのに必要な力を表した糸の引張強度試験結果であるから、この時期に輸入された縫合糸製品は、前記同様、控訴人製品1’’とは別の縫合糸を用いたものと認められ、この製品は縫合糸1本タイプであるとの控訴人らの主張と整合する。この縫合糸が1本の縫合糸製品は、「2本の縫合糸」からなる（構成要件1－1D、1－2D、1－3D）ものではないから、本件発明1の構成要件を充足しない。
10 (省略)

15

20

25

オ 控訴人らが輸入し施術に用いた製品は以上に示したとおりのものであると認められ、控訴人らが平成２８年８月５日以降に、切頭円錐状の形状の縫合糸支持体、末端でループ状を成す２本の縫合糸及び縫合糸支持体と当接する結び目を備える控訴人製品１を輸入し施術に用いたとは認められない。」

(3) 被控訴人の主張に対する判断

ア 被控訴人は、控訴人翔友会らは証拠保全において検証物提示命令を拒否しており、これによれば、被控訴人主張の事実を真実と認めることができる旨を主張する。

検証物提示命令については文書提出義務と異なる一般的な義務であり、これを拒むことのできる事由について、営業秘密等に該当する場合など正当な事由がある場合には提示を拒否できると解される（大阪高等裁判所昭和３８年（ラ）第１０９号同年１２月２６日決定・下級裁判所民事裁判例集１４巻１２号２６６４頁）が、検証物提示命令に従わない場合には、文書提出命令に従わない場合と同様の制裁が課せられる。

本件において、証拠保全の調書（甲４１）に添付された税関手続の専門委員の意見書には、いずれも本件特許２が被疑侵害特許として挙げられ控訴人製品２が示されており、補正の上で引用した原判決第２の２(10)のとおり、証拠保全の手続はもっぱら控訴人製品２を対象としたものである。

そして、既に検討したとおり、平成２８年８月５日以降に、控訴人らが控訴人製品１を輸入し施術に用いたと認めるに足る証拠は存しないものであるから、検証物提示命令の拒否の事実から、控訴人製品１に係る被控訴人の主張を真実と認めることはできない。

したがって、被控訴人の上記主張は採用することができない。

イ 被控訴人は、①「Sh i p m e n t R e c o r d」（乙９５の３～６、乙１８８の１）とともに提出された、アイレンズ社のインボイス（乙９６

の各枝番、乙188の2)、コーマン社の航空貨物運送状(乙97の各枝番、乙188の3)、輸入許可通知書(乙99の各枝番、乙188の4)、運送会社の料金明細書(乙100の各枝番、乙188の5)、レーサー社による「Cylinder」シリーズの製造履歴(乙101)、設計図(乙102)、写真(乙103)、原材料(乙104、105、164)、金型写真(乙107)、「FIRST/LAST PIECE INSPECTION REPORT」(乙182)については、いずれもそれ自体は控訴人翔友会が実際に輸入及び使用した縫合糸製品の形状とは全く関連がなく、全て「Shipment Record」(乙95の3～6、乙188の1)による紐づけを前提としなければその関連性を肯定する余地のないものばかりである、②特にレーサー社による「Cylinder」シリーズの製造履歴(乙101)、設計図(乙102)、写真(乙103)、原材料(乙104、105、164)、金型写真(乙107)、「FIRST/LAST PIECE INSPECTION REPORT」(乙182)については、縫合糸支持体の金型や射出というごく断片的な工程(例えば、縫合糸との結合などの組立工程に関するものを含んでおらず、縫合糸製品の製造記録でさえない。)に関する任意作成資料であって、控訴人製品1の輸入及び使用を糊塗するためとあらばいくらかでも自由に内容を調整して作出できる書類であり、信用性がない旨主張する。

しかし、控訴人ら提出に係る上記証拠は、既に検討したとおり、韓国における特許権侵害訴訟や刑事事件において輸出に係る状況として認定されたところに沿う被控訴人提出の証拠(甲103の2など)に合致する部分があり、第2次輸入差止め申立てに係る対象商品とされたものとも相応している。

被控訴人の主張は、控訴人らが第2次輸入差止め申立て等において証拠を偽造したりしたとすることを前提とするものであるところ、被控訴人の

5 挙げる例えばサンプル品を提出したとする点も、控訴人らが当時現に輸入
していたものでないものが対象となっていると認識したことから、当時の
ものを再現して製作したとするのはそれなりに理由があり、被控訴人の提
出する証拠から、直ちに控訴人らによる偽造の事実を認めることはできな
い。また、控訴人製品 2 は施術に耐える使用強度を有していない旨の主張
についても、前記のとおりを検査を経た Cylinder14Pin の構成を適切に考慮
したものとはいえない。当審で取り調べた控訴人ら提出の証拠の中に、原
審で、裁判所の心証開示後に提出され、時機に後れた攻撃防御方法として
却下されたものがあるとしても、本判決において認定の根拠として用いた
10 ものは、その態様や内容・性質等に照らして、信用性のあるものと認めら
れ、それらの提出時期を理由として、それらが偽造されたものあるいは信
用性のないものであるということとはできない。

したがって、被控訴人の上記主張は採用することができない。

6 争点 1－2（控訴人製品 1 の本件発明 1 の技術的範囲への属否）について

- 15 (1) 原判決第 4 の 2 (1) の「本件明細書の記載」（原判決 1 0 3 頁 2 3 行目ないし
同 1 1 0 頁 2 1 行目）については、原判決の記載をここに引用する。
- (2) 前記 2、5 の検討によれば、控訴人製品 1 に該当するものについて、被控
訴人が侵害期間であるとする平成 2 8 年 8 月 5 日から令和 6 年 2 月 2 9 日ま
での間に、控訴人翔友会及びその所属医師らがこれを輸入して施術に用いた
20 ものとは認められない。
- (3) しかし、控訴人製品 1 には該当しないものの、縫合糸支持体が円筒形であ
り、侵害期間である平成 2 8 年 8 月 5 日以降に輸入されたことのある控訴人
製品 1 ’’ については、支持体が円筒形であるから、これが控訴人製品 1 に含
まれるものとするには、原判決別紙控訴人製品目録の別紙控訴人製品 1 説明
書記載の 1 の 1 e（前記縫合糸支持体は、切頭円錐状の形状を有し）及び同
25 1 f（前記下側末端部の直径は前記上側末端部の直径より大きい）との関係

が問題となる。

しかし、被控訴人は、原審から本件発明 1－2、1－3 の構成要件を控訴人製品 1 が充足する旨を主張していること、控訴人製品 1’’ の存在を控訴人らが初めて主張したのは、原審における時機に後れた攻撃防御方法に当たる
5 として却下された主張立証が初めてであったこと、控訴人らは、当審において、被控訴人が韓国裁判の被告らから得た賠償金は、本件訴訟に基づく韓国製品を用いた縫合糸製品（控訴人製品 1’）にかかる損害と同質性を有する利益に該当すると主張し、控訴人製品 1’ は控訴人製品 1’’ と同様に支持体は円筒形であるが、これらは被控訴人製品の代替品であるとしていること、控
10 訴人らは当審において本件発明 1－2、1－3 に係る特許についての無効の主張を追加提出していること、後記のとおり控訴人製品 1 に該当するものについては、控訴人製品 1’’ を含め、差止め及び廃棄請求を認める必要がないと考えられること（したがって、差止め対象が不特定であるとの問題は生じ
15 ない）、本件は提訴以来 8 年近くが経過しており、この間、前記第 2 の 3 (3) のとおり、韓国法を準拠法とする名誉棄損に係る損害賠償請求や、他の控訴人翔友会所属医師らを被告とする点についても審理をし、これらにも相応の時間を要した点はあったにせよ、審理が長期間に及んでいることは間違いなく、控訴人らにおいても十分な防御を尽くしたと考えられる控訴人製品 1’’ について特許権侵害が主張されているものと認められ、本件発明 1－2 及び 1
20 ー 3 を含む本件特許 1 の侵害に当たるか否かを検討するのが両当事者の意思及び衡平に適うというべきである。なお、前記 5 で検討したとおり、控訴人製品 1’’ 以外の製品で、本件発明 1 の構成要件充足性が問題となるものはない。

(4) 控訴人製品 1’’ の構成

25 ア 控訴人製品 1’’ の構成について、これを詳細に認定するに足る証拠はないものの、控訴人らは、縫合糸支持体を Cylinder 6 とし、全体の形状はル

ープ型で本件図のとおりであるとする。控訴人製品 1'' について、控訴人
らが控訴人製品 1'（韓国製品）として主張する縫合糸製品から、縫合糸支
持体につき、Eらが生産したものからアイレンズ社が生産した Cylinder 6
としたとする変更点以外には特段の変更点があったものと認めるに足る
証拠はないから、控訴人製品 1'' は、縫合糸支持体以外の部分については、
韓国における特許権侵害訴訟における判決において、実施製品として認定
された、以下の（別紙 1）実施製品目録中の参考図面のとおりのも（甲
5 7）とも考えられるところであるが、その縫合糸支持体以外の形状は、
特段本件図に示された縫合糸製品と相違がない（本件図の 2 1 4 に示され
た（挿入）ハブは本件各特許発明の範囲外である）から、基本的に、上記
のとおり縫合糸支持体を Cylinder 6 とし、全体の形状はループ型で本件図
のとおりであるとして検討する（なお、控訴人らは、控訴人製品 1'' は縫
合糸支持体の形状が異なるだけで被控訴人製品の代替品である旨も主張し
ている。令和 7 年 6 月 1 3 日付け控訴理由書(2) 1 1 頁）。

「別紙 1 実施製品目録

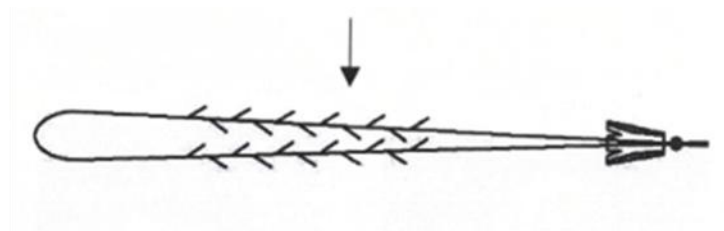
．．．

4. 縫合糸

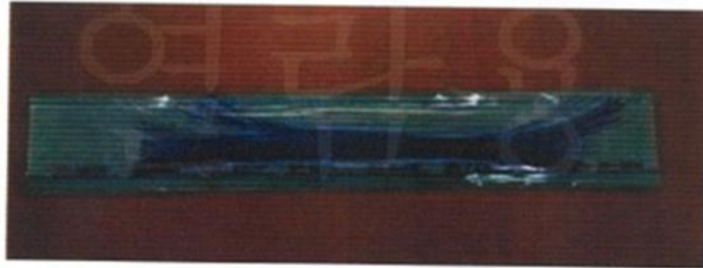
表面に傾斜して突出した逆刺が形成されている下記参考図面お
よび参考写真と同様の糸。

参考図面

逆刺（とげ）



参考写真



」(甲 5 7)

イ 前記のとおり、控訴人製品 1'' の縫合糸支持体については、上記アの縫合糸製品の円筒形縫合糸支持体につき、これを Cylinder 6 に置き換えたものと認められる。上記実施製品目録(甲 5 7)において、円筒形縫合糸支持体とされたものは、縫合糸の末端に結合される縫合糸の移動を抑制する製品で、上が切られた円筒形であり中空を備える製品とされており、Cylinder 6 も、その図面や、ループ型とされる縫合糸等全体との関係から、その構成は同様のものと解される。そして、Cylinder 6 の図面(乙 7 2)と訴外特許出願の図 1 8 は同一の形状と解されるから、これら図・図面及び訴外特許出願の明細書の図 1 8 に関する記載によっても Cylinder 6 に示される縫合糸支持体の形状を認定することが可能である。

(5) 控訴人製品 1'' の本件発明 1-1 の構成要件充足性

前記のと通りの控訴人製品 1'' の構成を前提とすると、Cylinder 6 については、縫合糸支持体が円筒形であるから、本件発明 1-1 の構成要件 1-1 E の、「前記縫合支持体は、切頭円錐状または切頭角錐状の形状を有し、」との構成を充足しないことが明らかである。

(6) 控訴人製品 1'' の本件発明 1-2 及び 1-3 の構成要件充足性

控訴人製品 1'' の本件発明 1-2 及び 1-3 の構成要件充足性については、以下のとおりである。

ア 縫合糸支持体の形状(構成要件 1-2 B、1-3 B)

本件図、図 1 8 によれば、縫合糸の両端が縫合糸支持体の対向する二つ

の末端部を貫通する構造になっていることが認められるほか、縫合糸支持体の両端部を貫通する構成が示されている。そして、Cylinder 6につき、本件発明 1 の「縫合糸支持体」（構成要件 1－2 A、1－3 A）に相当するものとする、その底部は本件発明 1 の「下側末端部」に、切頭部は本件発明 1 の「上側末端部」に、それぞれ相当する。これによれば、Cylinder 6 の構造は、本件発明 1 の構成要件 1－2 B、1－3 B を充足する。

イ 縫合糸及び縫合糸支持体の位置関係等（構成要件 1－2 A、1－3 A、1－2 D、1－3 D、1－2 G、1－3 G、1－3 I、1－2 J、1－3 J）

上記は、「縫合糸」（構成要件 1－2 A、1－3 A 及び 1－2 G、1－3 G）に相当するものであるところ、本件図によれば、縫合糸 202 の結び目 204 は、左側端部に位置することから、「第 1 末端」（構成要件 1－2 A、1－3 A）に相当する。一方、縫合糸 202 はループ状の無棘ゾーン 210 付近を右側端部とし、その中央部においてほぼ半分に折り返されていることから、同右端部（無棘ゾーン 210 付近）が「第 2 末端」に相当するものといえる。このため、控訴人製品 1' は、「前記第 2 末端において閉じた形状を形成」（構成要件 1－2 D、1－3 D）すると共に、「1 本の糸の略半分で折られた部分が前記第 2 末端になり」（構成要件 1－3 I）との構成を有すると認められる。

さらに、Cylinder 6 を本件発明 1 の「縫合糸支持体」（構成要件 1－2 A、1－3 A）とみると、これは、「第 1 末端」に相当するものである縫合糸 202 の結び目 204 の「近傍」に備えられており、その左端部（「上側末端部」）が「第 1 末端」の方を向くように設けられているといえる。また、縫合糸 202 は、本件図の左側端部に位置する結び目 204 で結ばれているところ（訴外特許出願【0030】）、縫合糸 202 の両端は、縫合糸支持体に相当するストッパ 206 の連通孔を貫通した上で、「結び目」を形成し

ていることが認められる。

以上を踏まえると、控訴人製品 1'' は、本件発明 1 の構成要件 1-2 A、1-3 A、1-2 D、1-3 D、1-2 G、1-3 G、1-3 I、1-2 J、1-3 J をいずれも充足する。

5 ウ 縫合糸支持体の材料（構成要件 1-2 C、1-3 C）

Cylinder 6 は平成 28 年 3 月 23 日までの輸入報告書にみられる構造式及び剤型「Polydioxanone (PDO) コーン：82%」と特段変わらないものと解され（甲 103 の 2）、8～12 か月で吸収可能な PLGA-Poly（L-lactide-co-glycolide）でできていると認めら
10 れる。また、控訴人翔友会で使用される製品の縫合糸支持体が生体内で吸収可能な材質を用いていることは施術の内容からしても当然の前提と解されるから、控訴人製品 1'' の縫合糸支持体は、生体内で吸収可能な材料からなると認められ、構成要件 1-2 C、1-3 C をいずれも充足する。

エ 構成要件 1-2 H

15 訴外特許出願の明細書には、「縫合糸を組織に挿入すると、この無棘ゾーン 210 は、組織の外側に残ることになり、切断除去することができる。」（【0035】）と記載されている。この記載は、その発明に係る縫合糸につき、縫合糸支持体に相当するストッパ 206 を有する端部側である「第 1 末端の方から組織内部に貫いて入り込む」ことを念頭に置いた使用形態
20 であることをうかがわせる。また、上記のとおり、控訴人製品 1'' は縫合糸支持体の形状が異なるだけで被控訴人製品の代替品である旨主張しているところ、別件の医療過誤訴訟における準備書面において、被控訴人製品を用いた施術の様子を控訴人翔友会が説明している記載（甲 75）によれば、控訴人製品 1'' は、「縫合糸の縫合糸支持体の方から組織内部に貫
25 いて入り込む使用形態に用いることができるといえることから、構成要件 1-2 H を充足する。

以上によれば、控訴人製品 1'' は、本件発明 1－2 及び 1－3 のいずれの構成要件も充足する。

7 争点 1－3（控訴人製品 1 の本件訂正発明 2－1 の技術的範囲への属否）について

5 本件訂正発明 2－1 は、平成 30 年 10 月 5 日に設定登録となったものであるところ、後記の補正の上で引用する原判決第 4 の 18(2)によれば、同日以降に輸入され、控訴人翔友会所属医師により施術に用いられた縫合糸について、本件訂正発明 2 に係る特許請求の範囲の『縫合糸支持体の横断面の幅は、下端から上端に近づくほど減少し』（構成要件 2－1 訂 H（2－2 訂 G））との構成
10 を満たすものは存しない。したがって、控訴人製品 1'' を含む控訴人の製品につき、本件訂正発明 2－1 の技術的範囲に属するものとは認められない。

8 争点 5－5（本件合意の期間満了による終了）について

事案に鑑み、次に争点 5－5 について判断する。

(1) 法律行為の解釈にあたっては、当事者の目的、当該法律行為をするに至った事情、慣習及び取引の通念などを斟酌しながら合理的にその意味を明らかにすべきものである（最高裁昭和 49 年（オ）第 50 号同 51 年 7 月 19 日
15 第一小法廷判決・裁判集民事 118 号 291 頁参照）。

これを本件合意についてみると、補正の上で引用した原判決第 2 の 2(5)キのとおり、本件合意は、後に、別途取引基本契約を締結することにより、被
20 控訴人製品の具体的な供給条件を取り決めることとされているほか、その存続期間について、「本件合意は、効力発生日から 1 年間、有効存続する。」との記載があるのみで、合意の更新に関する定めがなく、標目も「合意書」とされ「取引基本契約書」と区別されるなど、取引基本契約の締結までの暫定的な合意であることが窺える。そして、本件合意の締結後、当時改良前であ
25 った被控訴人製品の供給が開始され、控訴人翔友会における施術に用いられるなどしながら、並行して平成 25 年 2 月に被控訴人代表者と控訴人 Y 1 が

面談し控訴人翔友会における需要を調査しつつ購入量を決める旨の交渉や、同年7月には被控訴人製品を施術に中心的に用いていく旨が表明されて納品量が急増したが、同年8月に行われた控訴人Y2との直接の価格交渉がその後同月12日に決裂するや(乙135)、被控訴人製品の供給が必要であれば
5 今後は代金先払いで注文することを被控訴人において求めるに至り(乙142)、同月22日ないし24日に控訴人翔友会の梅田院、名古屋院及び心斎橋院を対象として予定されスケジュールも決まっていた被控訴人代表者の訪日指導(甲63の6・7、乙136)もキャンセルされて実施されないままとなり(実施されなかったこと自体には争いがない。原審における令和3年1
10 月25日付け原告第4準備書面3頁では、被控訴人(一審原告)は都合がつかなかったとし、控訴人ら令和8年2月12日付け準備書面(5)76頁では価格交渉の決裂後、被控訴人が一方的にキャンセルしたとするが、その後に日程調整の打診がされた旨の証拠も提出されておらず、関係悪化によるものと評価して差し支えないものと認められる。)、代金先払いに変更された後の平成25年10月8日の被控訴人製品の納入をもって取引も一切行われなくなるなど、いわば喧嘩別れの的に控訴人翔友会と被控訴人とは関係を終了するに至った(その経緯につき被控訴人は、控訴人Y2らを刑事告訴するに当たり、
15 控訴人らの価格交渉における値下げ等の要求に対し、「告訴人たちは、本件の製品の品質と施術使用の便利性にプライドがあり、そういう『品川クリニック』の急^マにな^マがら無礼な要請に応じず、本件の製品供給が必要であれば、これからでも先決済後、注文することを『品川クリニックグループ』に要求しました。実際にそれから約2ヶ月後である2013年10月6日まで『品川クリニックグループ』は、告訴人『ジョーンジェイコプスメディカル』に先
20 決済しながら本件の製品を仕入れました。」と説明している〔乙142〕。)

25 このように、遅くとも同年10月8日には両者間の信頼関係は崩壊し、取引基本契約が締結される可能性はなくなったものであるから、仮に本件合意

が黙示の合意により更新され、合意に基づく守秘義務がなお存続している
と考えるのであれば、明確な更新合意もないまま喧嘩別れ的に取引が終了した
後に、一方的に守秘義務のみ、控訴人翔友会に任意の履行（遵守）を求める
のは期待できないと考えるのが自然であり、被控訴人からは、口頭又は黙示
5 の合意により本件合意は継続しているとして、直ちに守秘義務が存続してい
る旨の注意喚起や警告等がされるのが当然と考えられる。この点は、被控訴
人が、本件訴訟において、守秘義務の対象となっていた本件情報は非常に重
要であり、被控訴人において徹底した秘密管理を行っていることを強調し、
控訴人翔友会及び控訴人翔友会所属医師らは営業秘密に該当する被控訴人代
10 表者による技術諮問の実施結果を文書等で保有している（原審における令和
4年9月6日付け原告第19準備書面169頁）等と継続して主張し、上記
諮問では営業秘密の開示を伴う直接の技術指導も実施してきたとすることか
らすれば、なおさらこうした守秘義務の遵守・営業秘密を記載した文書等の
廃棄を直ちに求めるのは必然と考えられる。

ところが、被控訴人は、控訴人翔友会らに対し、本件合意は存続している
から同人らには守秘義務が課されているとする旨等について、何ら注意喚起
や警告等をしなかった（そのような証拠は提出されていない）ばかりか、取
引終了から約9か月が経過した後の、被控訴人から控訴人翔友会所属医師宛
て平成26年（2014年）7月17日発送の代理人弁護士による「品川美
20 容外科の“夢のリフト”施術に使用された顔面組織固定用の糸（YOUNGS
LIFT）について」と題する内容証明郵便においても、品川美容外科でフェイ
スリフト施術を受けた患者による集団訴訟に関連し、被控訴人は、平成24
年6月21日に本件合意をして被控訴人製品を控訴人翔友会に供給してきた
が、平成25年10月8日以降は一切これを供給しておらず、同日以降に控
25 訴人翔友会施術に係る「Face Up」に使用されている製品は、被控訴人と何
ら関係ない製品であることなどを通知するものにすぎず、本件合意には触れ

ながら、これによる守秘義務や営業秘密に係る資料等に関しては全く触れるところがない（乙 2 2、9 3、1 6 2）。被控訴人は、平成 2 7 年 7 月 1 日に至り、代理人弁護士を通じ本件合意に基づく守秘義務等につき警告をし、被控訴人が提供した施術に係る技術資料や動画等の返還を求めた（乙 1 2 0 の 1）。その際、控訴人翔友会から本件合意は期間満了により終了している旨を告げられると、同年 8 月 1 4 日付け通知書(2)により、控訴人翔友会に対し、口頭又は黙示の合意による更新について触れることなく、2 0 1 3 年（平成 2 5 年）1 0 月 8 日頃までは被控訴人製品を供給していたところ、少なくとも「最終の取引が終了するまでの間」（すなわち平成 2 5 年 1 0 月 8 日まで）は、秘密保持義務等は存続していた旨を回答している（乙 1 2 0 の 2）ものであり、本件訴訟において主張する、期限の定めのないものとして口頭又は黙示に更新されたとする認識とも異なる回答をしている。

このような、本件合意書面の記載内容、そしてそれを踏まえた当事者双方の行動からすれば、本件合意は、合意に係る期間の満了により終了するものとして合意したと解するのが、当事者の合理的な意思に適うというべきである。

そして、本件合意の有効期間の満了後の平成 2 8 年 7 月に、被控訴人による技術指導が行われたとしても、その当時は控訴人翔友会が被控訴人製品を購入していたものであるから、本件合意が存続していたか否かと直接関連するものとみることはできず、上記認定は左右されない。

上記によれば、本件合意は、平成 2 5 年 6 月 2 1 日には終了したものというべきである。

- (2) この点につき被控訴人は、本件合意は期限の定めのないものとして更新する旨の口頭又は黙示の合意が成立しているが、少なくとも控訴人翔友会に対し被控訴人製品を供給していた平成 2 5 年 1 0 月までは、本件合意は有効に存続していた旨などを主張する。

しかし、上記主張に係る、本件合意を期限の定めのないものとして更新する旨の口頭又は黙示の合意については、合意の時期やその具体的な内容も不明であり、そのような事実を認めるに足りる証拠はないほか、上記(1)のとおり、同年8月12日に価格交渉が決裂するや、被控訴人は、既にスケジュールも決まっていた同月22日から24日の控訴人翔友会の梅田院等への訪日指導もキャンセルしてその後も実施しておらず、これは、補正の上で引用した原判決第2の2(5)アにあるとおりの、被控訴人製品を利用した控訴人翔友会における施術が円滑に進められるよう技術等につき誠実を尽くすとの、本件合意が存続していたとするならば被控訴人においてなすべき行為について、これを放棄し、本件合意には拘束されていないことを示したものであって、その一方で控訴人翔友会には本件合意に基づくとする義務の遵守を求めるのは前提を欠くものであり、本件合意が期間の満了により終了してもはや存続していないとの認識の表れというべきものである。

したがって、被控訴人の主張は採用することができない。

(3) そして、控訴人翔友会が被控訴人製品に関する本件特許1の情報をアイレンズ社に提供したのは本件合意の存続期間の満了後であり、カニューレ及びスターターをAに提供したのも平成25年8月28日頃(乙143、145、146)であることから、控訴人らには本件合意に違反する行為は認められない。

以上の検討によれば、本件合意の債務不履行に基づく請求については、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

9 争点5-2 (本件情報の営業秘密該当性) について

事案に鑑み、次に争点5-2について判断する。

(1) 原判決は、本件情報は、本件特許1の設定登録がされ、その特許公報が発行された平成28年8月31日以前は一般には知られていないものとみられるから、少なくとも平成28年7月までは「営業秘密」(不競法2条6項)に

当たるものと認められるが、本件特許１の設定登録がされたことにより、本件情報のうち当該公報に記載されたものについては、非公知性を失ったものといえるとして、平成２８年７月までは営業秘密に当たるが同年８月以降は当たらないものと判断した（原判決１６１頁２４行目ないし同１６２頁９行目）。なお、準拠法について、被控訴人製品のカニューレ及びスターターの開示行為は、Ａが来日した際に行われたとしており、当事者双方の合理的意思によっても日本法とするものと認められる。

- (2) しかし、本件各特許権の対応特許は、平成２４年９月２４日に韓国で公開されており、その内容は、本件特許権１の明細書及び図面と同一であるから（補正の上で引用した原判決第２の２(7)）、被控訴人が本件秘密情報として主張する内容のうち、本件各特許権に係る部分は、公開時点で既に公知となっているものといえる。

そして、本件情報は、本件合意に基づき控訴人らに開示されたとするところ、本件合意に基づく守秘義務は、本件合意の期間満了により終了しているから、控訴人らにおいて、これを営業秘密に当たるものとして管理し秘匿する前提を欠くことになり、本件合意の終了後は、もはや営業秘密には該当しない。加えて、上記８(2)のとおり取引終了後の被控訴人の対応は、控訴人らに開示したとする本件情報に、被控訴人の営業秘密が含まれているものとはおよそ考え難いものである。

以上の検討によれば、不競法違反を理由とする請求については、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

- (3) 被控訴人の主張に対する判断

被控訴人は、本件合意の期間満了により、直ちに営業秘密性を喪失するものではない旨を主張する。

しかし、本件合意は、上記のとおり、期間満了後において、当事者双方を拘束するものとは認められない上に、被控訴人が控訴人らに開示した内容が

営業秘密に該当するものとは認め難い。

したがって、被控訴人の上記主張は採用することができない。

- 10 争点５－１（控訴人翔友会による本件情報の漏洩又は目的外使用の成否）、争
点５－３（図利加害目的又は悪意・重過失による本件情報の使用又は開示）及
5 び争点５－４（控訴人翔友会及び控訴人Ｙ３の本件情報を記録した文書等の保
有）について

既に検討したとおり、控訴人らにおいて、本件合意違反は認められず、被控
訴人の営業秘密に属する秘密情報の漏洩の事実も認められないから、これらに
ついては判断を要しない。

- 10 11 争点６－２（被控訴人の損害及びその額）について

- (1) 控訴人製品１’’について、被控訴人の損害額を検討する。まず特許法１０
２条１項１号に基づき算定される損害額については、以下のとおりである。

ア 侵害の行為を組成した物の譲渡数量

(ア) 実施数量について

- 15 控訴人製品１’’の輸入数量について、本件特許１の設定登録日であり
損害賠償算定期間の始期である平成２８年８月５日の前後における控訴
人製品１’’の輸入数量について、証拠（乙９５）によれば、同年７月８
日（出荷準備日）から同年９月１日まで、同年７月分（出荷準備日基準。
以下同じ。）が合計１万５３２０本、同年８月分が１万３５００本、同年
20 ９月分が２０００本の合計３万０８２０本であることが認められる（原
審における令和６年４月３０日付け被告ら第２６準備書面別紙被告製品
輸入一覧４１５番ないし４７６番（１３６頁ないし１３７頁）、当審にお
ける令和７年６月１３日付け控訴理由書(3)別紙控訴人翔友会がレーサー
社から輸入した縫合糸製品一覧表４１５番ないし４７６番。乙９５の２、
25 ３２頁ないし３６頁）。これらはいずれも Cylinder 6 を用いたものであ
り、これらの製品名（同別紙）はすべて Face Up [R]であるから、これ

らは、被控訴人の主張によれば被控訴人製品（長）に含まれるものである。

そして、これら輸入に係る控訴人製品 1'' について、輸入の最も早いものについてみると、出荷準備日が平成 28 年 7 月 8 日とされ、輸入報告書提出日は同月 14 日とされており、その頃輸入されたものとみられるから（上記別紙番号 428 ないし 434 については輸入報告書提出日が輸入日（入港年月日）と同一である）、これらの輸入に係る控訴人製品 1'' は、すべて同年 8 月 5 日の、本件特許権 1 の侵害が問題となる始期以降に控訴人翔友会所属医師により施術に用いられた蓋然性が高いというべきである。

そうすると、平成 28 年 7 月分から同年 9 月分までの輸入に係る控訴人製品 1'' について、本件特許権 1 の侵害が認められるというべきである。

そして、控訴人翔友会所属医師により輸入された控訴人製品 1'' は、控訴人翔友会所属医師に施術に用いられることにより、被控訴人による販売機会を喪失させるものであるから、損害算定との関係では、特許法 102 条 1 項にいう「譲渡」に相当するものというべきである。

(イ) 事実認定の補足説明及び控訴人らの主張に対する判断

控訴人らは、平成 28 年 9 月 13 日（出荷準備日）以降の縫合糸製品の輸入に係る分は、いずれも Cylinder 14 を用いたものであるから、控訴人製品 1'' は置き換えられている旨を主張する。

可能性としては、同年 7 月分以降の輸入に係る控訴人製品 1'' について、後に Cylinder 14 を用いた製品が輸入されたことにより、施術に用いられなかったことは考え得る。しかし、控訴人翔友会所属医師らに対して、本件特許権 1 の侵害の可能性があることなどから、直ちに控訴人製品 1'' を使用しないよう求めたのであれば、その旨の証拠の提出は容易

であると考えられるところ、そうした証拠は提出されていない。そうすると、上記のとおり、平成28年7月から9月の控訴人製品1'の輸入に係る分については、本件特許権1の侵害が認められるというべきであり、上記認定は左右されないものといえる。

また、控訴人らは、控訴人翔友会所属医師らの輸入行為をもって特許法１０２条１項に定める「譲渡」とはいえない旨を主張する。

しかし、上記のとおり、控訴人らの一連の行為を考えれば、その行為は、損害の算定との関係では「譲渡」に相当するものと評価することができる。

原判決第４の１９(イ)(原判決１７７頁６行目ないし１７９頁２２行目)の記載をここに引用する。ただし、以下のとおり補正する。

(ア) 原判決 177 頁 8 行目の「平成 25 年」から同頁 9 行目の「至ったものである。」までを、「控訴人製品 1'」はこれを代替するものと認められる。」と改める。

(イ) 原判決１７８頁３行目の「(短)」を「(短。ただし、該当する物は存しない。)」と改め、同頁２３行目から同１７９頁５行目までを削る。

ウ 実施の能力に応じた額

原判決第４の１９(１)ウ（原判決１７９頁２３行目ないし１８０頁１６行目）の記載をここに引用する。ただし、以下のとおり補正する。

原判決１８０頁１０行目の「侵害期間」から同頁１１行目の末尾までを「侵害に係る分の控訴人製品１’’の実施数量分の被控訴人製品の販売が可能な能力を有するものと認められる。」と改める。

エ 被控訴人が販売することができないとする事情

5 原判決第４の１９(1)エ（原判決１８０頁１７行目ないし１８１頁２１行目）の記載をここに引用する。ただし、以下のとおり補正する。

(ア) 原判決１８０頁１８行目の「(ア)」を削り、同頁２４行目の「翔友会は、」の次に「控訴人製品１’’による本件特許１の侵害が問題となる期間のかなり後であるが、」を加える。

10 (イ) 原判決１８１頁１行目の「であった」を「であり、平成２８年当時よりも総売上・広告宣伝費は伸びているものの、同年においても相当の水準にある」と改める。

(ウ) 原判決１８１頁５行目及び同頁９行目の各「被告製品１」をそれぞれ「控訴人製品１’’」と改め、同頁１５行目から同頁２１行目の末尾までを削る。

オ 特許法１０２条１項１号に基づき算定される損害額

上記の検討によれば、特許法１０２条１項１号により算定される損害額は、当審口頭弁論終結時点のウォンのレート（１ウォン＝０．１０７１円≒０．１）を乗じると、以下のとおりである。

20 利益額●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●×（１－０．２）×０．１
０円／ウォン＝６２３５万７４８９円

(2) 特許法１０２条１項２号に基づき算定される損害額については、以下のとおりである。

ア 特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額について

25 原判決第４の１９(2)ア（原判決１８２頁５行目ないし同頁２１行目）の記載をここに引用する。ただし、原判決１８２頁６行目及び同頁２０行目

の各「推定」をそれぞれ「算定」と改める。

イ 実施料率

原判決第4の19(2)イ(原判決182頁22行目ないし183頁9行目)の記載をここに引用する。ただし、原判決182頁23行目及び同183
5 頁6行目の各「被告製品1」をそれぞれ「控訴人製品1''」と改める。

ウ 損害額

以上によれば、控訴人製品1''による本件特許権1の侵害につき特許法
102条1項2号により算定される損害額(特定数量部分)は、以下のと
おりである。

10 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●×0.2×実施料率10%×0.
10円/ウォン=155万8937円

(3) 弁護士費用相当額

上記不法行為と相当因果関係が認められる弁護士費用相当額は、前記(1)オ
と前記(2)ウの金額の合計の1割に相当する639万1642円と認められる。

15 (4) 本件特許権1の侵害に係る損害額の合計

以上のとおり、本件特許権1の侵害に係る被控訴人の損害は、特許法10
2条1項1号により算定される損害額は6235万7489円、同項2号に
より算定される損害額は155万8937円であり、それらの合計は639
1万6426円となる。ところで、弁護士費用相当額639万1642円を足し
20 て、合計7030万8068円となる。

(5) 控訴人らの主張に対する判断

控訴人らは、特許法102条1項に基づく損害の算定につき縷々主張する
ところ、上記平成28年7月から9月の輸入に係る控訴人製品1''に係る損
害について関連する部分及び原判決の判断を維持した部分について判断する。

25 控訴人らは、限界利益の算定に当たり、控訴人翔友会が試験的に購入して
いた価格を基準とするのは不合理であること、被控訴人の営業努力や競合製

品の存在により販売することができないとする事情を2割のみとしたのは不合理であること、実施料率を10%としたのは高率にすぎることなどを主張する。

しかし、上記侵害に係る時期は、まさに本件特許1が登録されるに至った時期であり、取引基本契約の締結に至る前段階で、控訴人翔友会と被控訴人との間で過去の実際取引がされていた当時の価格を基準とするのは不当ではなく、控訴人製品1''は、被控訴人製品を代替するものとして輸入・実施されていたこと等に鑑みれば、控訴人翔友会の営業努力を勘案しても、販売することができないとする事情を2割としたのは相当であり、また実施料率についても、補正の上で引用した原判決第4の19(2)イで挙げた事情（原判決182頁22行目ないし183頁9行目）や本件特許1の内容を考慮すれば相当であるといえる。

したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。

12 争点6-3（遅延損害金の起算日）について

遅延損害金の起算日に関しては、以下のとおりである。

特許権侵害による損害賠償について、訴え提起時の請求に係る7000万円の範囲では、控訴人翔友会に対する訴状送達の日翌日である令和元年8月4日の時点で遅滞に陥っており、遅延損害金は同日より請求することができる。他方、拡張請求分に係るその余の30万8068円については、令和6年3月21日付けの訴えの変更（請求の拡張）申立書により請求されたものであり、その送達日である同年4月26日の翌日である同月27日の時点で遅滞に陥っており、遅延損害金は同日より請求することができる。

ところで、原判決は、特許権侵害による損害賠償について、遅延損害金の起算日を令和6年2月29日とした（原判決主文第3項）。原判決が同日を起算点とした理由は、「損害額算定期間の終期は令和6年2月29日であり、訴状送達の日翌日より後の侵害行為をその対象に含むことになる。もっとも、被告ら

による侵害行為が個別に特定されているわけではないことなどに鑑みると、上記算定期間の終期である令和6年2月29日をもって遅延損害金の起算日とするのが相当である。」（原判決186頁8行目ないし同頁12行目）とされている。これは、原審第13回弁論準備手続（令和6年2月28日）において陳
5 述された令和6年2月16日付け原告第27準備書面（損害論）が、同月末日までの損害の損害論について主張を補充し、請求の拡張の予定及びその範囲について整理して述べるとしていたことによるものと考えられる。

そこで検討するに、認容額のうち訴え提起当初の請求に係る7000万円に
10 関しては、前記のとおり、訴状送達の日翌日である令和元年8月4日より遅延損害金を請求することができるが、被控訴人からは控訴も附帯控訴もされておらず不服申立てがないので、不利益変更の禁止（民訴法304条）の観点から、遅延損害金の起算日を、原判決が主文で認めた令和6年2月29日より前
15 の日に変更することはできない。他方、原審第13回弁論準備手続（令和6年2月28日）において陳述された同月16日付け原告第27準備書面（損害論）は、訴えの追加ないし拡張等をするものではなく、被控訴人が請求の拡張をしたのは、同年3月21日付けの訴えの変更（請求の拡張）申立書によるものであり、上記のとおり、拡張請求分に係る30万8068円については、遅延損
20 害金は、その送達日の翌日である同年4月27日より請求することができるにとどまるから、その起算日を同年2月29日とすることは誤りであり、同年4月27日を起算日とすべきである。

以上によれば、被控訴人は、控訴人翔友会に対し、7030万8068円及びうち7000万円に対する令和6年2月29日から、うち30万8068円
に対する同年4月27日から、各支払済みまで民法所定の年3%の割合による
25 金員の支払を請求することができる（主文第2項）。

13 争点7（消滅時効の成否）について

控訴人らの特許権侵害の損害賠償債務の消滅時効についての主張は、令和元

年6月21日から令和3年3月21日までの特許権侵害に係る分であり、上記のとおり、控訴人製品1''の実施に係る算定期間とは異なるから、判断の必要がない。

14 争点4(控訴人Y1及び控訴人Y2の任務懈怠に係る悪意又は重過失の有無)について

(1) 本件では、控訴人翔友会の理事長ないし理事である控訴人Y1及び控訴人Y2について、医療法48条の責任を負うかが問題となる。

種々の法人について、会社法429条や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)117条のように、その役員等に第三者に対する法定責任を負わせるか否かは、当該法人に適用される個別の法律によって定められるところ、平成27年法律第74号による改正前の医療法では、その旨を直接定めた規定はなく、同法68条が一般法人法の規定の準用を定めていたが、あえて同法117条(役員等の第三者に対する損害賠償責任の規定)を準用していない。そして、一般法人法117条と同趣旨の規定は、上記平成27年法律第74号による改正後の医療法48条(平成28年9月1日施行)によって初めて設けられるに至ったが、同条は、同改正法の施行時に現に存する医療法人の理事等の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については適用されない(同改正法附則5条)。したがって、後記(2)のとおり、本件に適用される上記改正前の医療法上は、理事等の任務懈怠に基づく第三者に対する責任は定められていないから、理事等は、そのような責任を負わないものと解するのが相当である(知的財産高等裁判所平成28年(ネ)第10060号同年12月14日判決〔原審大阪地方裁判所平成26年(ワ)第10203号同28年3月10日判決〕)。

(2) 本件は、平成28年9月1日(出荷準備日)までのCylinder6Aを用いた控訴人翔友会所属医師による控訴人製品1''の輸入が、本件特許権1の侵害につき問題となるものである。

しかし、上記平成28年9月1日出荷準備日の輸入についてのインボイス発行日は平成28年8月31日である（乙96）から、控訴人Y1及び控訴人Y2について、理事としての任務懈怠が問題となるのは、同日以前のことであり、上記法律施行日前の行為に関わる。

5 そうすると、控訴人Y1及び控訴人Y2について、医療法48条に基づく責任を負うことはないものと認められる。

15 損益相殺の主張について（当審における控訴人らの主張。前記第3の2）

控訴人翔友会は、被控訴人が韓国特許権の侵害に基づきAらから受領した損害賠償額について損益相殺の主張をし、証拠（乙170、171）を提出する
10 が、これは、韓国特許権の侵害に基づくものである上、本件で賠償を命ずるのは、控訴人製品1''であり、これは韓国製品（控訴人製品1'）とは異なる。具体的には、控訴人製品1'（韓国製品）の支持体は、Eが代表を務めるチサン精工によって製作された金型によって生産されたものであるのに対して、控訴
15 人製品1''の支持体は、シンガポールにおいてアイレンズ社らによって製作された金型（乙72の図面によるもの）によって生産されたものであるから、直ちに本件において損益相殺の対象となるものではない。

したがって、控訴人翔友会の上記主張は採用することができない。

16 その他

(1) 差止め及び廃棄請求について

20 既に検討したとおり、原判決別紙控訴人製品目録第1記載の控訴人製品1について、控訴人らが輸入してこれを施術に用いた事実は認められないが、控訴人製品1''については、本件発明1-2、1-3の侵害の事実が認められる。控訴人製品1''については、控訴人翔友会所属医師らは、遅くとも平成28年10月以降、これを輸入した事実を認めることができず、その後9
25 年余りが経過しており、もはや控訴人製品1''を使用する状態に保管しているものとは認められない。また、控訴人翔友会においては、控訴人製品1''

に替わる製品を使用して施術を行っているものと認められるから、今後控訴人製品 1'' の輸入等の差止めを認める必要も認められない。

そうすると、控訴人製品 1'' を含め検討しても、控訴人製品 1 の輸入及び使用の差止め（原判決主文第 1 項）及び廃棄等（同第 2 項）を命ずる必要性はないと認められるから、同請求についてはいずれも棄却すべきである。

(2) 遅延損害金の利率について

遅延損害金の利率について、本件特許権 1 の侵害に係る損害賠償請求権は、控訴人翔友会所属医師らにより平成 28 年 9 月までに輸入され、施術に用いられて発生した損害賠償請求権に係るものであるから、被控訴人の求める、平成 29 年法律第 44 号による改正前の民法所定の年 5 分の割合によるべきこととなるが、原判決は、遅延損害金を年 3 % の割合で認定しており、被控訴人からは控訴も附帯控訴もされておらず不服申立てがないので、この点を変更することは不利益変更の禁止（民訴法 304 条）に当たり許されない。

(3) 小括

そうすると、控訴人翔友会は、被控訴人に対し、7030 万 8068 円及びうち 7000 万円に対する令和 6 年 2 月 29 日から、うち 30 万 8068 円に対する同年 4 月 27 日から、各支払済みまで年 3 % の割合による金員を支払うべきであり（主文第 2 項）、この主文第 2 項については、仮執行宣言を付すのが相当である（争点 8：仮執行宣言の必要性）が、被控訴人のその余の請求はいずれも棄却すべきである（主文第 3 項）。

17 結論

よって、上記と異なる原判決は相当でないからこれを変更することとして（主文第 1 項）、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第 3 部

5 裁判長裁判官 _____
中 平 健

10 裁判官 _____
今 井 弘 晃

15 裁判官水野正則は転補のため署名押印できない。

裁判長裁判官 _____
中 平 健